第２期宍粟市地域福祉計画

平成 27 年 6 月

宍　粟　市

― 目　次 ―

第１章　計画の策定にあたって 1
　１．計画策定の背景 2
　２．地域福祉とは 3
　３．地域福祉の推進のために 4
　４．地域包括ケアシステムの推進 5
　６．計画策定にあたって 8
第２章　宍粟市の現状 13
　１．統計データからみる宍粟市 14
　２．市民アンケート調査結果の概要について 23
　３．現状のまとめ 32
第３章　計画のめざすもの 36
　１．計画の基本理念 37
　２．施策体系 38
　３．施策に取り組む圏域の考え方 39
第４章　施策の展開 41
　基本目標１．地域福祉を進める担い手づくり 42
　基本目標２．地域で支え合う仕組みづくり 47
　基本目標３．サービスが適切に受けられる仕組みづくり 54
　基本目標４．安全で安心なまちづくり 61
第５章　推進体制 69
資 料 編 71
　１．宍粟市地域福祉計画推進会議設置要綱 72
　２．計画策定の経過 74
　３．宍粟市地域福祉計画推進会議委員名簿 75
　４．活動指標一覧 76
　５．用語解説 83

第１章　計画の策定にあたって

１．計画策定の背景

（１）第 1 期計画策定に至る経過

宍粟市では、平成 12 年に制定された社会福祉法に基づき、宍粟市の地域福祉の理念や方針を明らかにするものとして、平成 21 年 4 月に「第１期宍粟市地域福祉計画」（以下、「第１期計画」）を策定しました。

第１期計画は、『愛しそう　広げてつなぐ　ふくしのまち』を基本理念とし、一人ひとりが個人として自立しながらも、ともに生きていくために、相手の立場を理解し、安心した環境で暮らしていける、市民が主役のまちづくりをめざすことを基本目標としています。

また、宍粟市総合計画を上位計画とし、個別分野の福祉計画である宍粟市老人福祉計画及び介護保険事業計画、宍粟市少子化対策推進総合計画、宍粟市障害者福祉プラン・宍粟市障害者福祉計画、そして宍粟市の地域福祉の中核的な活動団体である宍粟市社会福祉協議会が策定する地域福祉推進計画などとの整合性を図って策定しました。

（２）地域福祉に関わる状況の変化

近年、孤立化、核家族化、少子化、高齢化、過疎化などの進行が、家族関係の変化や地域の人間関係の希薄化を招き、これまで地域社会が果たしてきた助け合いや支えあいなどの機能・地域の福祉力の低下が危惧されてきています。

一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境の整備や、子育てを社会全体で支えるシステムの構築、また、高齢者一人ひとりの状態に応じて、地域のさまざまな支援やサービスを利用しながら、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるための地域包括ケアシステムの構築、そして、障がいの有無にかかわらず地域の中で人格と個性を尊重しながら互いに助け合い、安心して充実した生活を送ることができる社会の実現、さらには生活保護受給には至らないが、複合的な生活課題を抱え、経済的に困窮し、制度の谷間に置かれてきた人たちへの支援方策などの課題が生じてきています。

（３）新たな計画策定にあたって

このため、公的サービス（公助）ではカバーできない地域の共助（地縁）、家族の自助（血縁）の力を高めることが一層求められてきており、そのためには市民や市民組織をはじめとして、宍粟市民生委員児童委員協議会連合会や宍粟市社会福祉協議会等の福祉関連団体と、行政との連携をこれまで以上に密接に図る必要性が生じてきています。

平成 23 年には、市民の参画と協働による市民自治の実現を通じて宍粟市のまちづくりを進めることを目的とした自治基本条例が施行され、計画の策定又は変更にあたっては、この条例との整合性を図らなければならないこととなりました。

さらに、第１期計画策定後、各福祉計画はそれぞれ改訂され、新たな施策が展開されよ

うとしています。

このような状況の中、各分野の福祉計画の現況や課題等を盛り込み、それぞれが具体的な実施計画を進めていくうえでの基本的な考え方や方向性を示すため、「第２期宍粟市地域福祉計画」（以下、「本計画」）を策定しました。

２．地域福祉とは

地域福祉とは、障がいの有無や年齢、性別などにかかわらず、誰もが住み慣れた地域の中で心豊かに安心して暮らせる仕組みをつくり、それを持続させていくことです。

本計画は地域福祉を推進していくための計画であり、地域課題に対して、一人ひとりや家族が自ら解決すること（自助）を基本としたうえで、隣近所や住民組織、ボランティア活動などの自発的な相互扶助（共助）、行政などによる支援（公助）との連携によって取り組んでいくものとなります。

そのためには、行政や地域住民、事業者、NPO、ボランティア団体などが、それぞれの役割を理解しながら地域の課題に対して自発的・自主的な取り組みを進めていくことが重要であり、特に行政では「自助」「共助」の重要性の理解を促し、その取り組みを支援することで、地域福祉の具体的な推進をめざしていきます。

◆自助・共助・公助の考え方

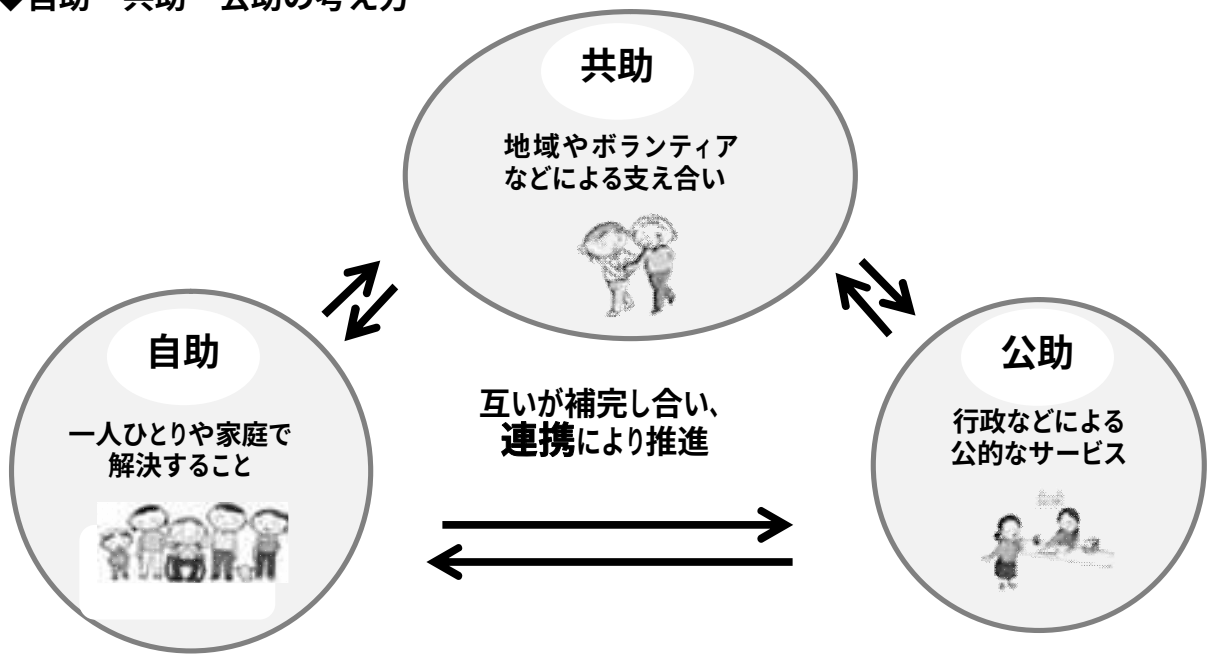

※第２期地域福祉計画では、近隣の助け合いやボランティア活動などインフォー マルな相互扶助を高めていく必要性から、第１期地域福祉計画や地域防災計画 を踏襲して、「自助」「共助」「公助」の３つの区分で施策を展開します。

※第６期介護保険事業計画では、国の「地域包括ケア研究会報告書」をもとに、 費用負担の面から「自助」「公助」の他に「共助」と「互助」を加え、４つの区分で整理しています。「共助」と「互助」については、「共助」を「介護保険 制度のような、保険料による制度化された相互扶助」、「互助」を「近隣 の助け合いやボランティアなどインフォーマルな相互扶助」としています。

３．地域福祉の推進のために

本市では、高齢化の進行や人口の減少などにより、福祉サービスを必要とされる人は増え続け、加えて地域での生活・福祉課題の多様化・細分化も進み、行政などによる公的なサービスだけでは問題を解決することが難しくなっています。

そこで、本市の地域福祉を考えるにあたって、課題を抱える人にのみ、必要な際に公的なサービスなどで対処するだけではなく、地域に暮らす住民が主体的に助け合い、支え合い、ふれ合うといった「共助」の考え方に軸を置きながら、「地域の福祉力」を高め、地域における支え合いの仕組みづくりを進めていくことが必要です。

◆地域における支え合いの必要性

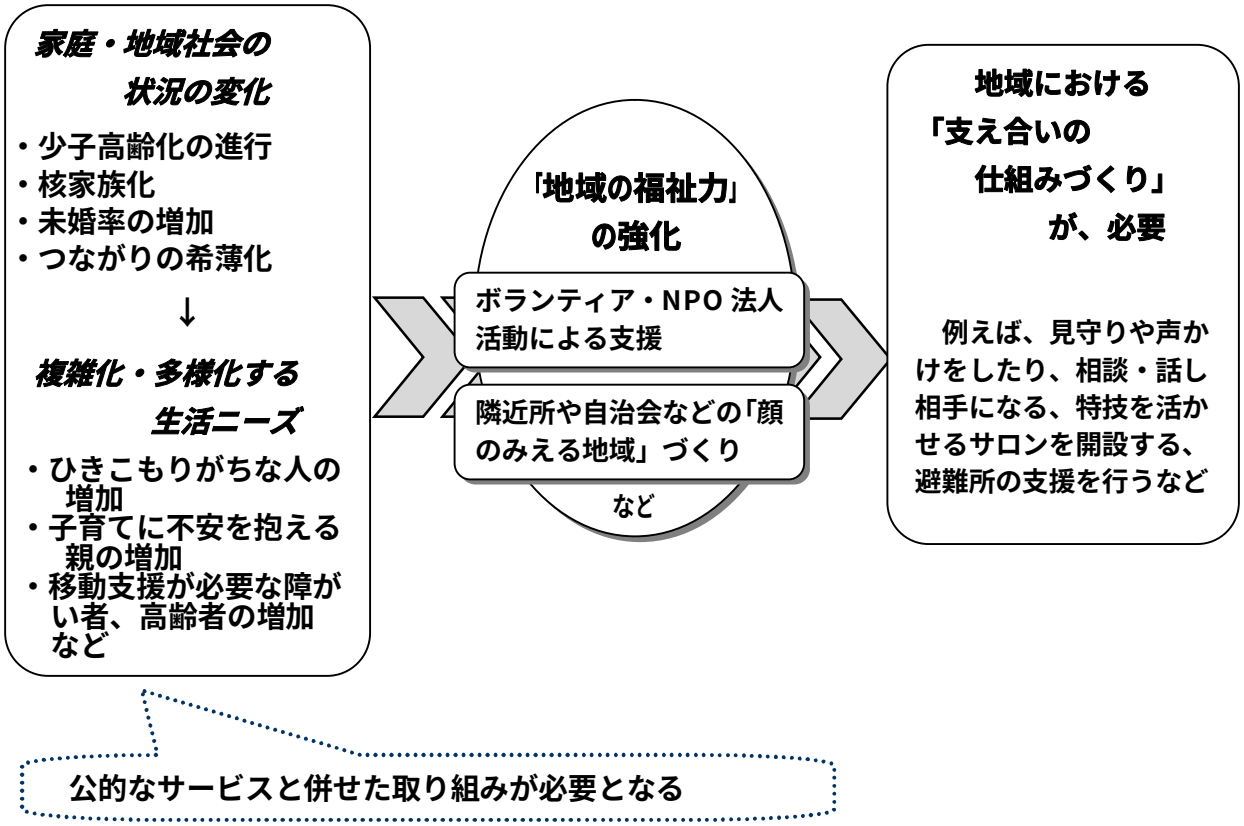

４．地域包括ケアシステムの推進

国は、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を重要課題に掲げ、市町村が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくこととしています。

本市では、さらに少子・高齢化が進展することが予測されるところであり、高齢者のみならず、子育て世帯、障がいのある人、医療、介護などの施策を一体的に推進していく地域包括ケアシステムを構築し、誰もが地域で安心して暮らせるまちづくりをめざします。

本計画の推進は、地域における支え合いの仕組みづくりを進めていくことであり、地域包括ケアシステムの基礎となる「生活支援サービス」のニーズに応える活動として期待されるものです。

【地域包括ケアシステムがめざすもの】

・市民が安心して住み慣れた地域で、つながりをもちながら生活できる。

・高齢化や疾患によって生活のしづらさが生じた時は、家族や近隣、ボランティアの支援を受けることができる。

・医療や介護が必要になった時には、切れ目のない医療・介護サービスを個々に応じて受けることができる。

（次ページにイメージ図）

◆地域包括ケアシステムのイメージ

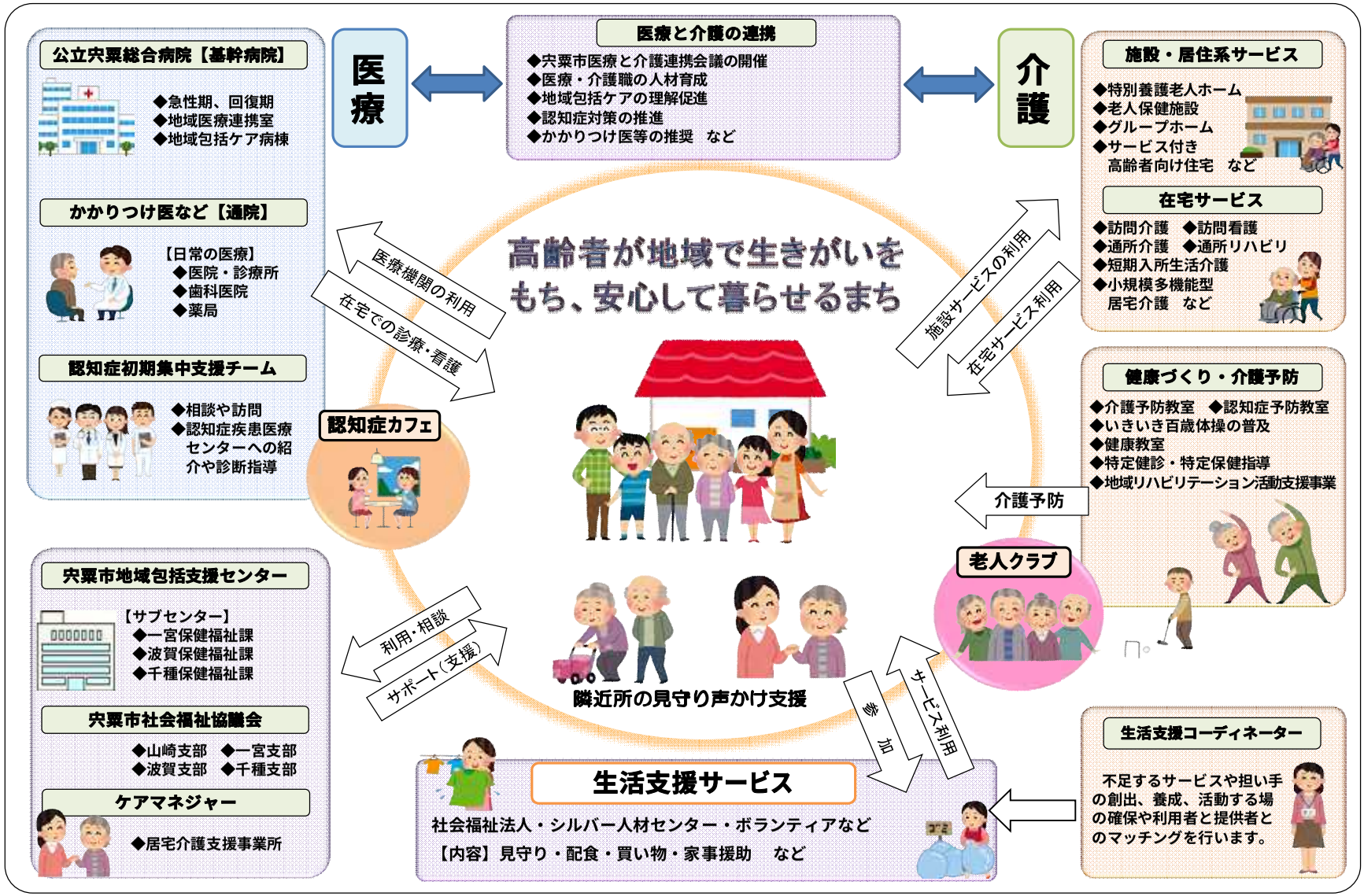

５．宍粟市社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として社会福祉法に位置づけられており、市町村を１単位として設置されている民間非営利組織です。自治会の代表やボランティア、保健・医療・福祉などの関係者、行政機関などの連携により、さまざまな生活・福祉課題を解決しようとする公共性の高い団体（社会福祉法人）です。

小地域福祉活動など地域の福祉組織づくりといった住民による地域福祉活動の支援、見守りネットワーク体制の強化、ふれあい喫茶・サロンの推進、ボランティア・市民活動センターの運営、高齢者などへの配食サービスなどさまざまな事業を行い、地域福祉活動を推進する上で中心的な役割を担っています。

社会福祉協議会では「地域福祉推進計画」を策定し地域福祉を推進しています。この計画は、地域福祉推進主体である地域住民、社会福祉活動を行う者、社会福祉事業経営者の三者における、民間相互の協働による計画です。今後とも地域福祉を推進するためには、この２つの計画は、計画内容の一部を共有するなど、相互に補完しつつ進めていくことが大切です。

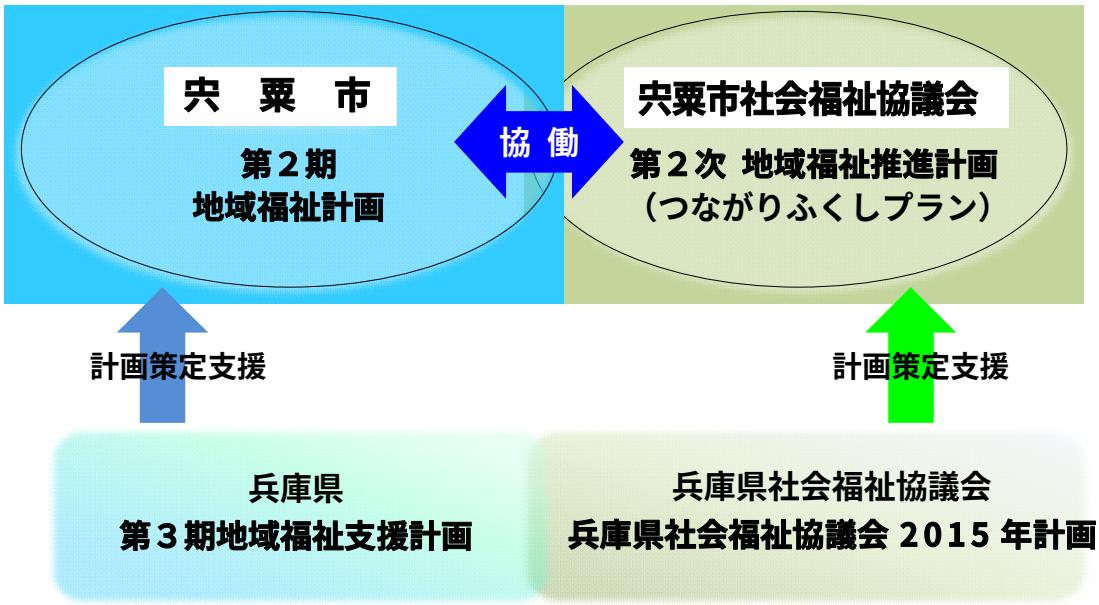

６．計画策定にあたって

（１）計画期間

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの５か年計画とします。
ただし、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮して必要に応じて見直します。

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
宍粟市総合計画	第１次計画				第２次計画			
宍粟市地域福祉計画	第１期計画			第２期計画				
宍粟市老人福祉計画及び宍粟市介護保険事業計画	第５期計画			第６期計画				
宍粟市障害者計画・宍粟市障害福祉計画	第２次障害者計画 （障害福祉計画は第３期計画）			（障害福祉計画は第４期計画）				
宍粟市少子化対策推進総合計画	第２次計画				第３次計画			
宍粟市子ども・子育て支援事業計画				子ども･子育て支援事業計画				

（２）計画の策定経過

本計画の策定に当たっては、市民の意見を幅広く反映させるために、アンケート調査やパブリックコメントを行いました。

また、「宍粟市地域福祉計画推進会議」を開催し、基本目標や具体的な取り組みについて検討し、多くの方の意見を取り入れた計画となるよう努めました。

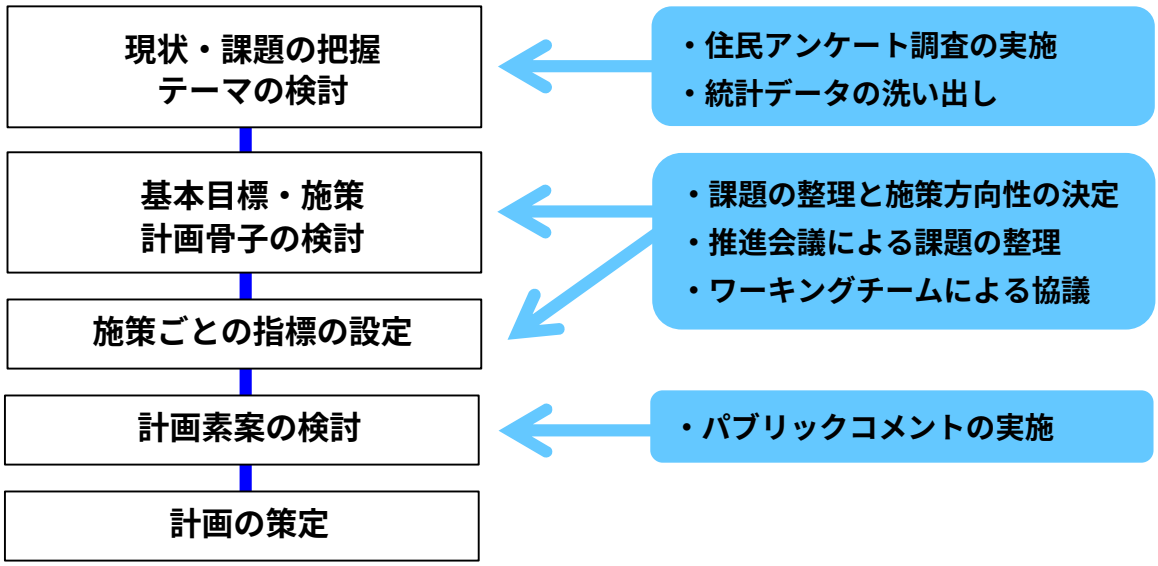

（３）他計画との関係

本計画は「宍粟市総合計画」を上位計画として、内容を踏まえながら策定します。また、宍粟市障害者計画・宍粟市障害福祉計画、宍粟市老人福祉計画・宍粟市介護保険事業計画、宍粟市子ども・子育て支援事業計画など、福祉に関する計画を横断的につなぎ、第３期兵庫県地域福祉支援計画の基本的な考え方を踏まえていきます。

社会福祉協議会との連携としては、「第２次地域福祉推進計画（つながりふくしプラン）」（平成 23 年度策定）との内容の整合性をしっかりと取っていく必要があります。

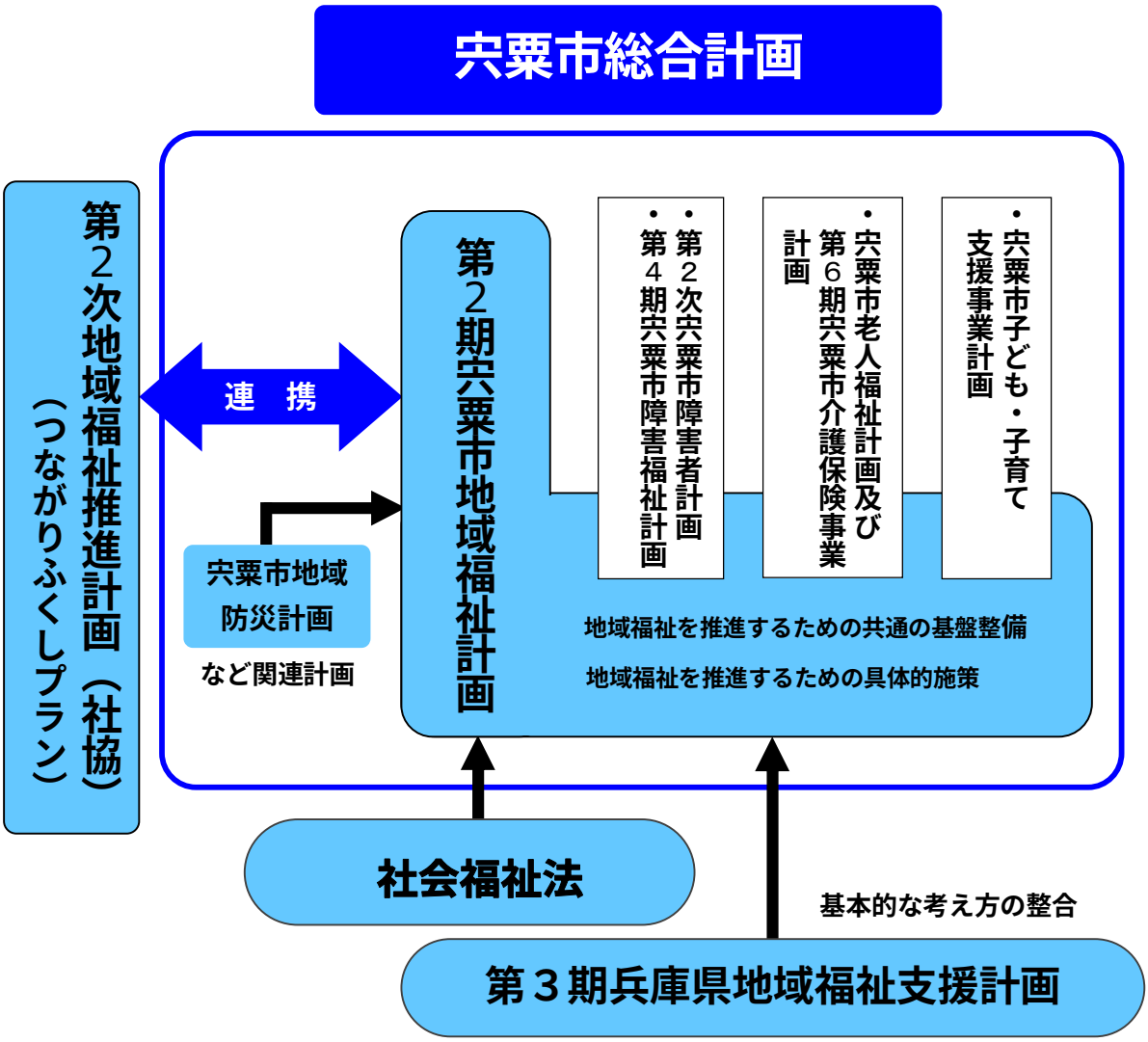

（４）各種施策の動向

宍粟市総合計画　後期基本計画

計画年度：平成 23 年度～27 年度

まちの将来像　人と自然が輝き　みんなで創る　夢のまち

基本理念　ひと・ほほえみ　すべての人が安心と生きがいのもてるまちに

自然・やすらぎ　豊かな自然の恵みと安らぎを実感できるまちに

まち・いきいき　住み心地のよい活気あふれるまちに

平成 18 年に策定された「総合計画前期基本計画」を見直し、「市民の参画」、「市民に分かりやすい計画」、「役割分担を明確にした計画」の視点から、後期基本計画を策定しました。

後期基本計画の中では、地域での人のつながりを大切にしながら、市民・福祉団体・行政がそれぞれの役割の中で、連携して「地域ぐるみの福祉」を推進するまちとなるように、地域福祉の充実を図っています。

第２次宍粟市障害者計画　第４期宍粟市障害福祉計画

計画年度：平成 24 年度～29 年度（第２次宍粟市障害者計画）

計画年度：平成 27 年度～29 年度（第４期宍粟市障害福祉計画）

基本理念　『地域』で共に暮らせるまちづくり

「第４期宍粟市障害福祉計画」は、平成 24 年度に策定された「第２次宍粟市障害者計画」を引き続き実施するために平成 27 年度より３か年を計画期間としています。

障がいのある人やその家族のニーズの多様化に対応し、障がいのある人が地域の中で人格と個性を尊重され、障がいの有無にかかわらず互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会（共生社会）の実現をめざします。

宍粟市老人福祉計画　第６期宍粟市介護保険事業計画

計画年度：平成 27 年度～29 年度

基本理念　高齢者が地域で生きがいをもち、安心して暮らせるまち

基本目標　多様なニーズにあった生活支援・介護予防の推進
身近な地域で支え合う体制づくり
質の高い豊かな生活づくり
安心で快適な暮らしを支える介護サービス等の充実

団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年度を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「地域包括ケア」の実現化に向けた事業計画として「宍粟市老人福祉計画　第６期宍粟市介護保険事業計画」を策定しました。

上記の４つの基本目標を設定し、医療、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を構築するため、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、介護予防の推進・生活支援サービスの充実等に取り組んでいきます。

宍粟市子ども・子育て支援事業計画

計画年度：平成 27 年度～31 年度

基本理念　つながり　はぐくみ　子どもが輝くまち

少子高齢化や核家族化の進行によるさまざまな社会状況の変化や、女性の就労希望の増加による保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は日々変化しており、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援するために、さらにつながりのある社会を構築する必要があります。

平成 24 年に成立した「子ども・子育て３法」に基づく、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」のもとで、「①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「③地域の子ども・子育て支援の充実」を総合的に推進していくことをめざします。

宍粟市地域防災計画

計画年度：平成 24 年度～27 年度

基本理念　人の和で　命を守る　まちづくり

平成 21 年の台風９号による災害や平成 23 年の東日本大震災の発生を受けて、“正に災害が起ころうとしている時"に、家族や自分自身による「自助」、そして隣近所の助け合いによる「共助」においてそれぞれ果たすべき手段を明確にすることが求められています。

特に、災害予防計画においては、基本目標の１つに「自助、共助による防災力を高める」と設定しています。

一方で、市や県、ライフライン関係機関などの「公助」においては、正確な情報を早期に発表するとともに、真に支援を要する人をあらかじめ定め、重点的に応急対策を実施すること、また、迅速に被災者支援策をまとめ発表することなどが重要であるとされました。

「自助」、「共助」、「公助」の連携をスムーズにするために、普段から地域の中で「人の和（輪）」をつくり、深めておくことが求められています。

第２次地域福祉推進計画（『つながりふくしプラン』）（宍粟市社会福祉協議会）

計画年度：平成 23 年度～27 年度

地域福祉目標　『誰もが安心して暮らせるふくしのまちづくり』
－ 宍粟での新しいつながりのカタチをつくる－

推進目標　自治会域での福祉のつながりづくりを進めます
宍粟市全域での福祉のつながりづくりを進めます
地域での暮らしを支えるためのつながりづくりを進めます
社会福祉協議会の基盤強化を進めます

平成 19 年に策定した「第１次地域福祉推進計画」で取り上げた各事業の実施状況を点検・評価しながら、「第２次地域福祉推進計画」を策定しました。

社会潮流などを細やかに分析し、宍粟市において「福祉の地域力」と「地域の福祉力」の合力によって、地域福祉を推進し、人や地域とのつながりの再構築をめざしています。

地域の福祉力：地域が多様性を受け入れ、活動をつくりだし、地域のありようを構想していく力	福祉の地域力：専門職や行政の中に求められる「地域に入り込み、地域の流儀に沿った、地域を生かす力」

第２章　宍粟市の現状

１．統計データからみる宍粟市

（1）人口

総人口の推移をみると、平成２年から平成 22 年にかけて 7,000 人以上減少しており、また人口推計をみると、平成 27 年には 40,000 人を切り、平成 37 年には約 34,000 人となっており、平成 27 年から平成 37 年の 10 年間で 4,000 人以上の人口が減少する見込みです。

また、65 歳以上人口は増加して推移しており、平成 22 年から平成 32 年までの 10 年間で約 1,000 人、年齢３区分別人口割合にして 6.4 ポイント増加する見込みとなっています。

◆総人口の推移

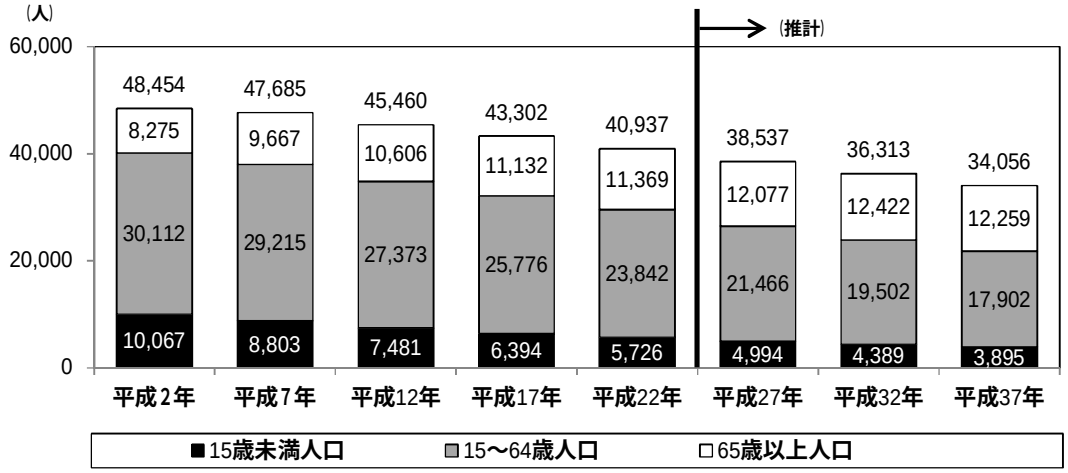

資料：国勢調査。平成 27 年以降は、国立社会保障・人口問題研究所

◆年齢３区分別人口割合の推移

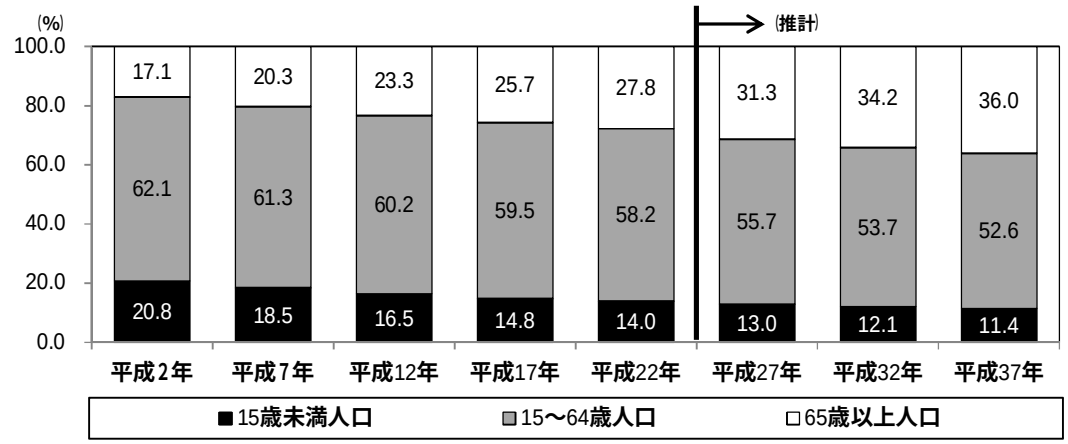

資料：国勢調査。平成 27 年以降は、国立社会保障・人口問題研究所

平成 12 年と平成 22 年の人口構造を比較すると、男女とも子どもやその親の世代、壮年期など、幅広い世代で減少が進んでいることがわかります。一方で、平成 12 年と比較して、平成 22 年には 75 歳以上の後期高齢者が男女とも増加しており、今まで地域福祉の担い手として活躍していた方なども、今後は福祉サービスの受け手になる機会が多くなると考えられます。

◆人口ピラミッドの変遷

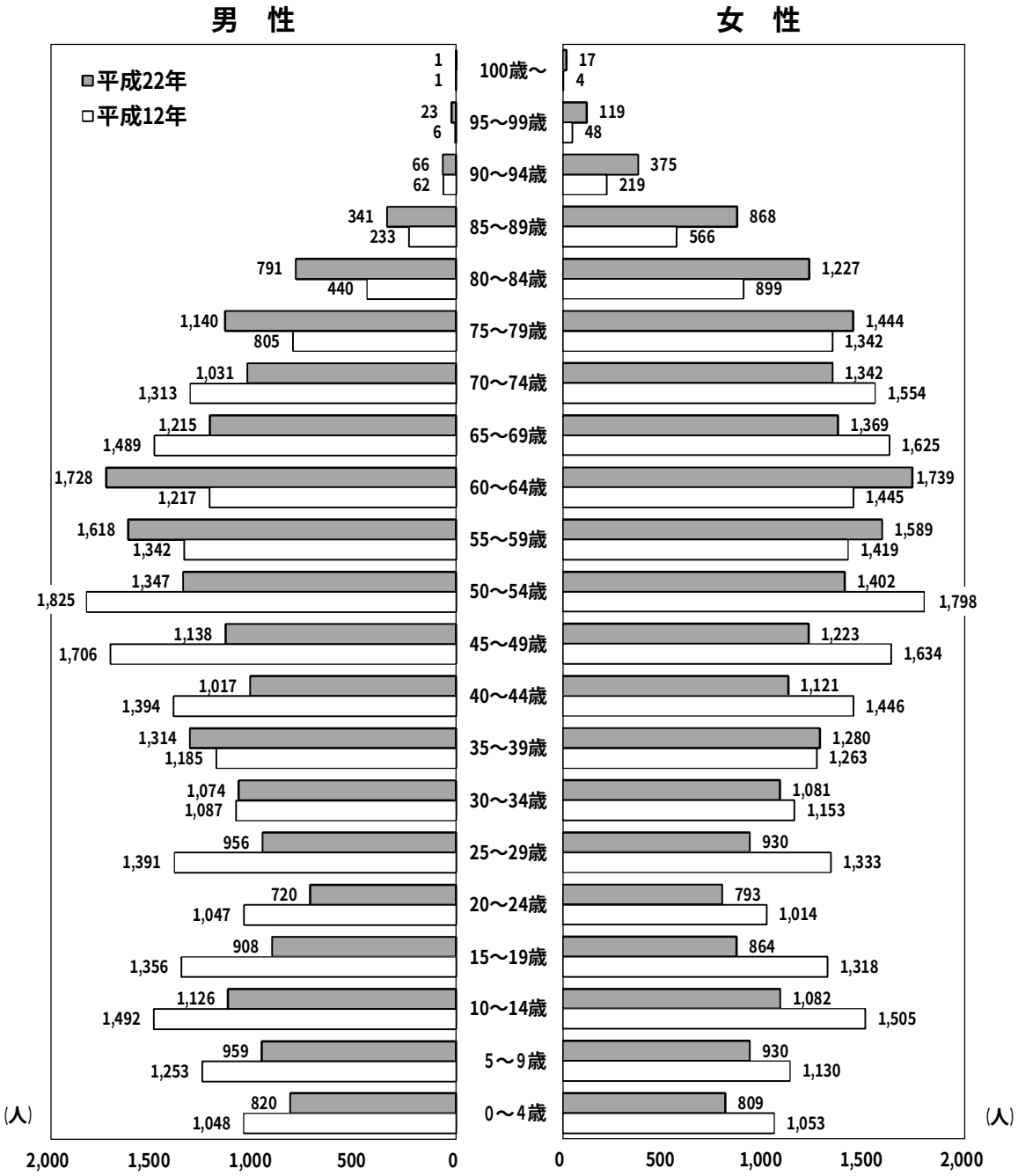

資料：国勢調査

市内の４地区ごとに人口の推移をみると、平成 22 年から平成 26 年にかけてすべての地区で人口が減少し、高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）は増加しています。

特に、市内では人口減少や高齢化が進んでいた波賀地区や千種地区だけでなく、中心市街地であり、市内の総人口の６割を占める山崎地区においても、人口減少や高齢化が進んでおり、今後一人暮らし高齢者の増加などがさらに深刻化することが予想されます。

◆人口の推移

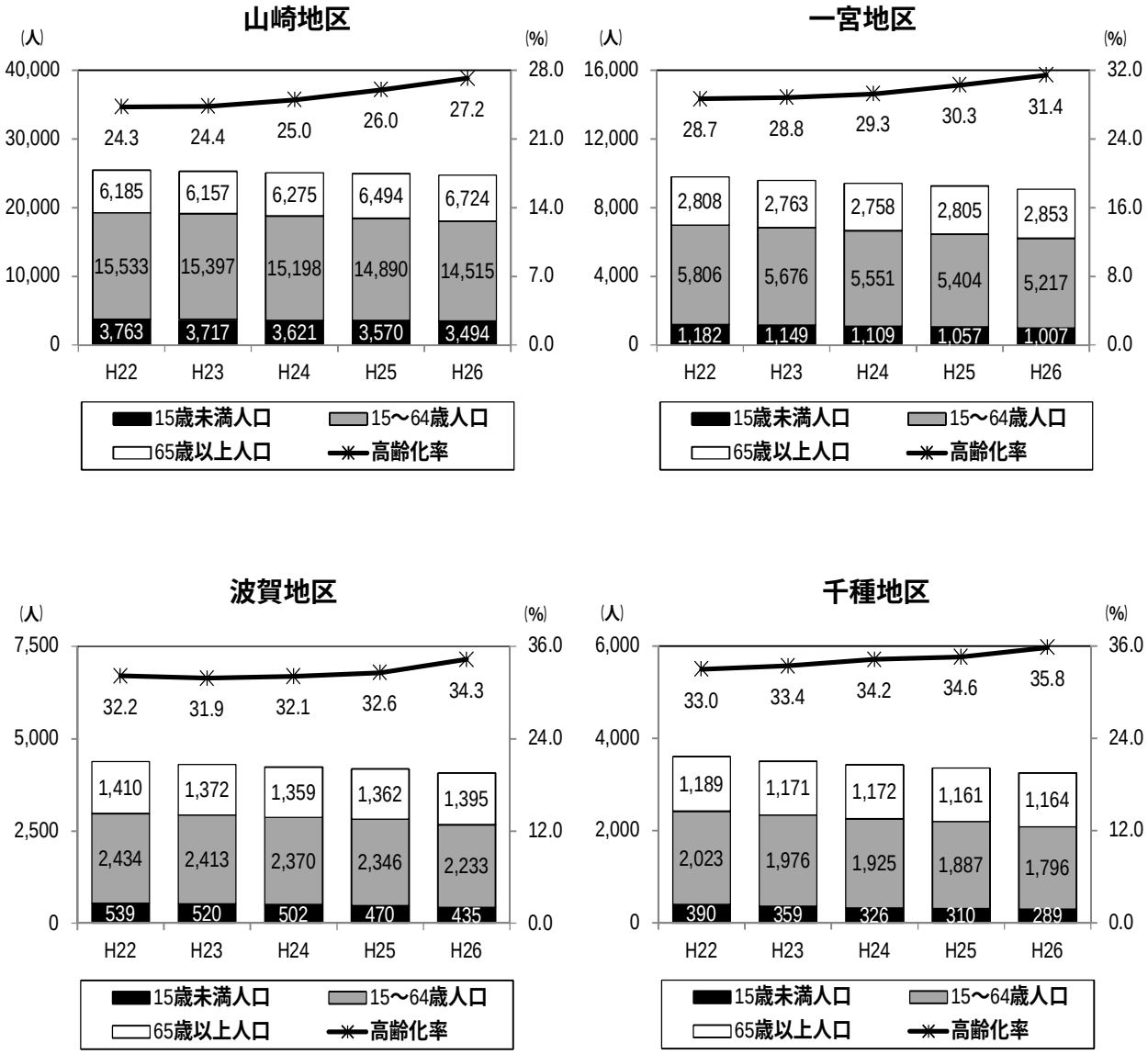

資料：住民基本台帳（各年３月末時点）

自然人口動態をみると、平成 18 年から平成 25 年にかけて死亡数が出生数を上回っており、平成 23 年から平成 25 年にかけての出生数は減少傾向にある一方、死亡数は増加傾向にあります。

また、社会人口動態をみると、平成 18 年から平成 25 年にかけて転出数が転入数を上回っています。全体として、高齢化に伴う死亡者数の増加や若者人口の減少による出生数の減少、人口の流出が人口減少の原因になっていると思われます。

◆自然人口動態の推移

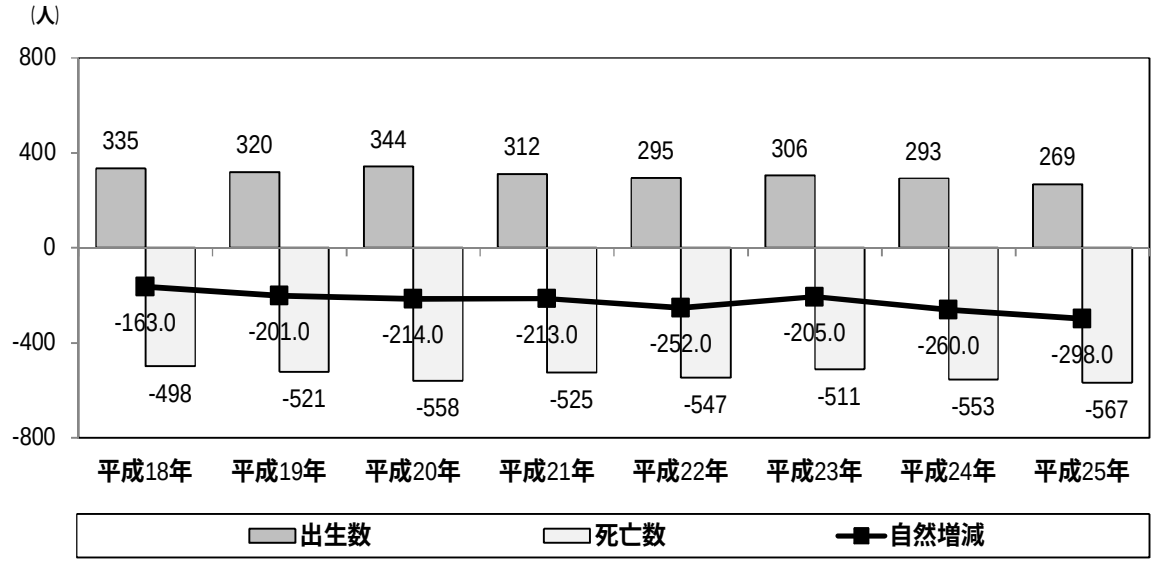

資料：兵庫県統計課「兵庫県の人口の動き」

◆社会人口動態の推移

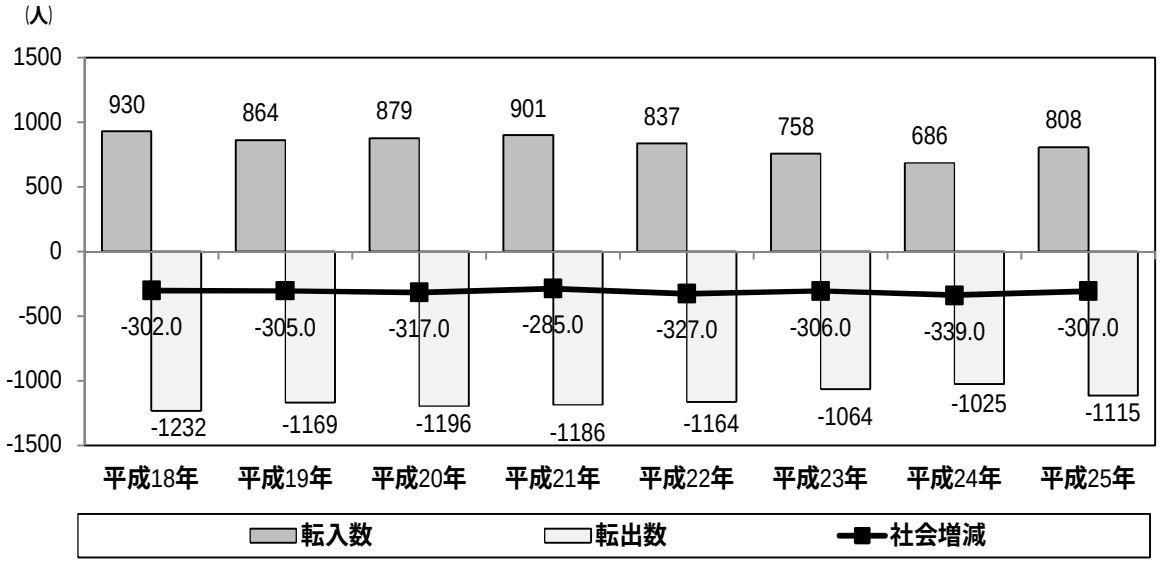

資料：兵庫県統計課「兵庫県の人口の動き」

本市の合計特殊出生率をみると、平成２年から平成 22 年にかけて兵庫県や全国の値を上回っており、県内や全国の自治体と比較すると合計特殊出生率が高い自治体であるといえます。

しかし、本市の合計特殊出生率は平成 12 年から過去 10 年間で減少傾向にあり、また、平成７年以降は、人口の維持に必要である数値とされる 2.1 前後を下回っています。

◆合計特殊出生率の推移

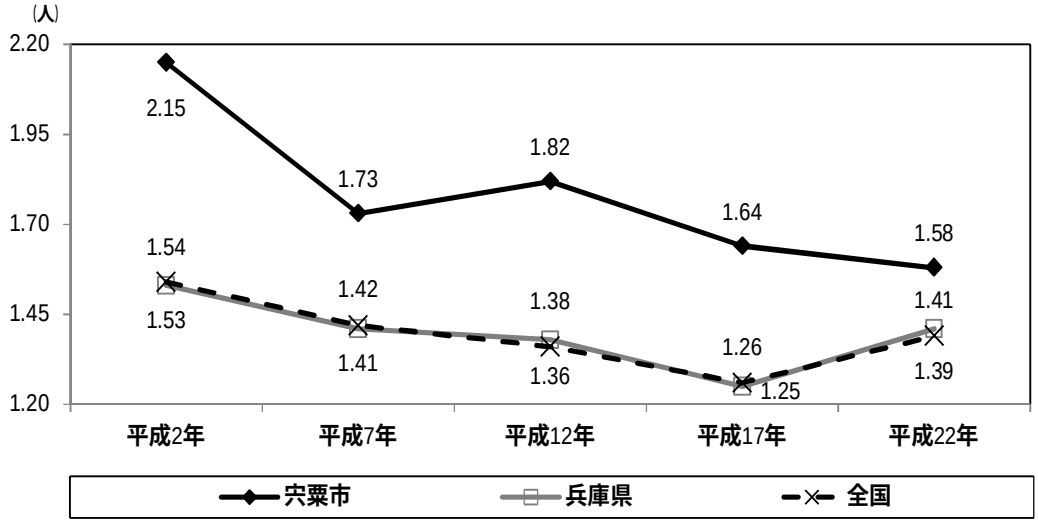

資料：兵庫県「保健統計年報」

（２）世帯

総世帯数の推移をみると、平成２年から平成 22 年にかけて増加し続けていますが、人口の減少に伴い、世帯当たりの人口は減少傾向にあります。

◆総世帯数の推移

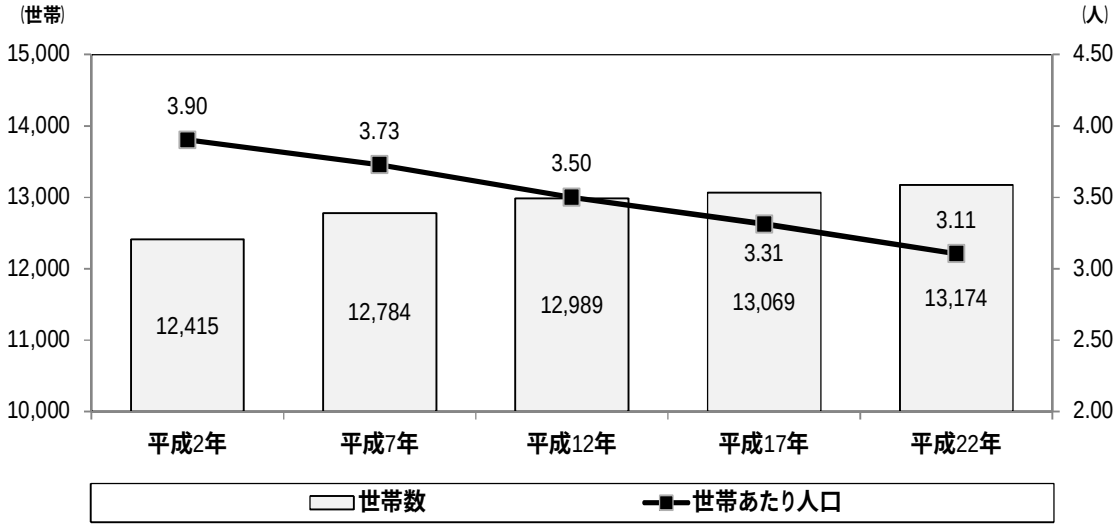

資料：国勢調査

高齢者世帯数の推移をみると、平成２年から平成 22 年にかけて、高齢者夫婦のみ世帯及び高齢者単身世帯数は増加し、高齢者夫婦のみ世帯の割合、高齢者単身世帯の割合も増加し続けています。

ひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯数・母子世帯の割合が平成７年から平成 22 年にかけてやや増加しています。

生活保護受給世帯数の推移をみると、平成 19 年から平成 23 年にかけて増減を繰り返しながら、概ね 100 世帯前後で推移しています。

◆高齢者世帯数の推移

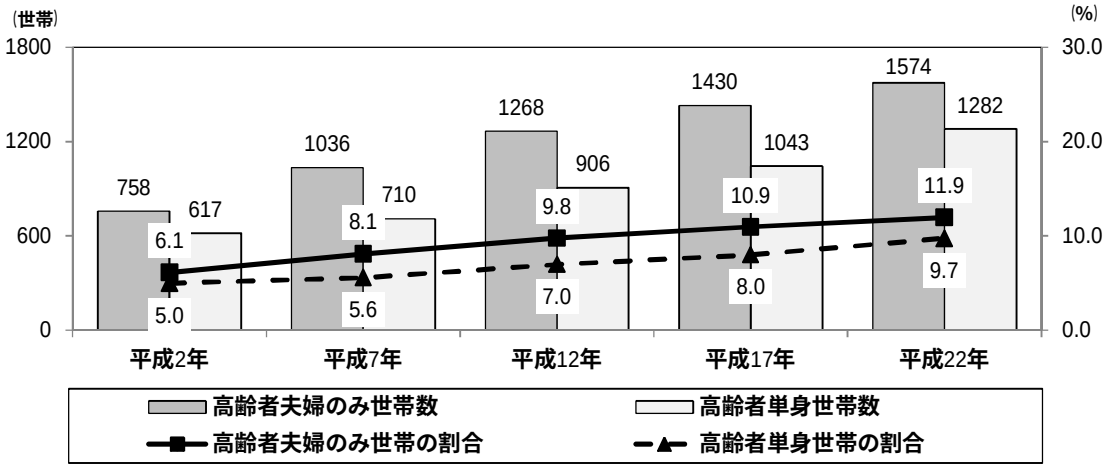

注：高齢者夫婦のみ世帯の割合、高齢者単身世帯の割合は、全世帯数に占める割合を指す

資料：国勢調査

◆ひとり親世帯数の推移

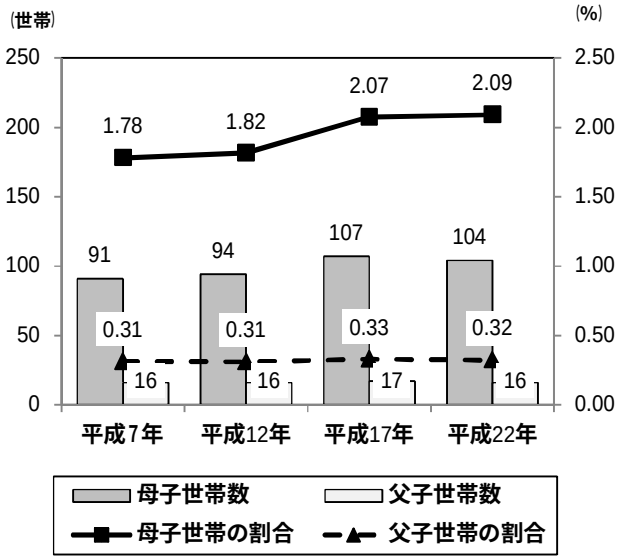

注：母子世帯の割合、父子世帯の割合は、全世帯数に占める割合を指す

資料：国勢調査

◆生活保護受給世帯数の推移

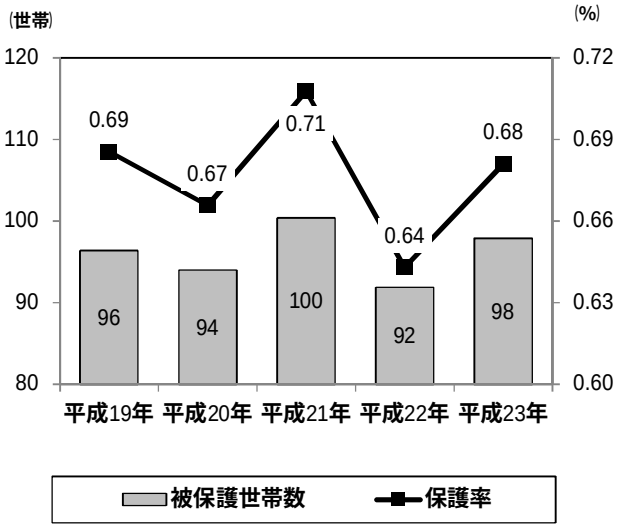

注：保護率は、全世帯数に占める割合を指す。世帯数は月ごとの平均値であり、停止中の世帯を含む

資料：社会福祉統計年報

（３）要介護認定者

高齢者の増加に伴い、要介護認定者数は平成 21 年から平成 25 年は約 500 人増加しており、今後 75 歳以上人口の増加に伴い、さらに増加することが懸念されます。

また、本市の要介護認定率は平成 21 年から平成 25 年にかけて兵庫県や全国を上回って推移しています。

◆要介護認定者数の推移

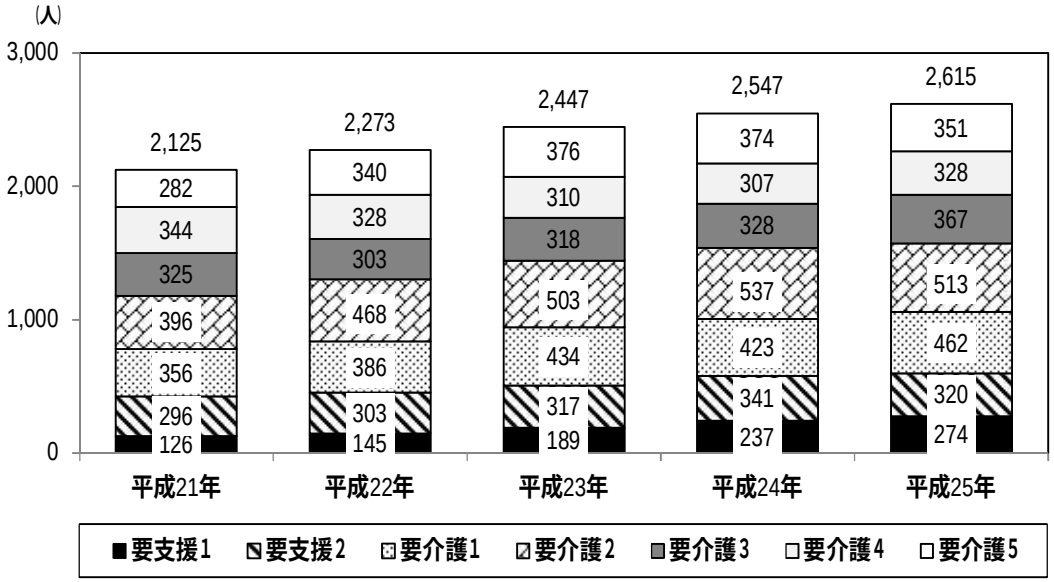

資料：介護保険事業状況報告（各年９月末）

◆要介護認定率の推移

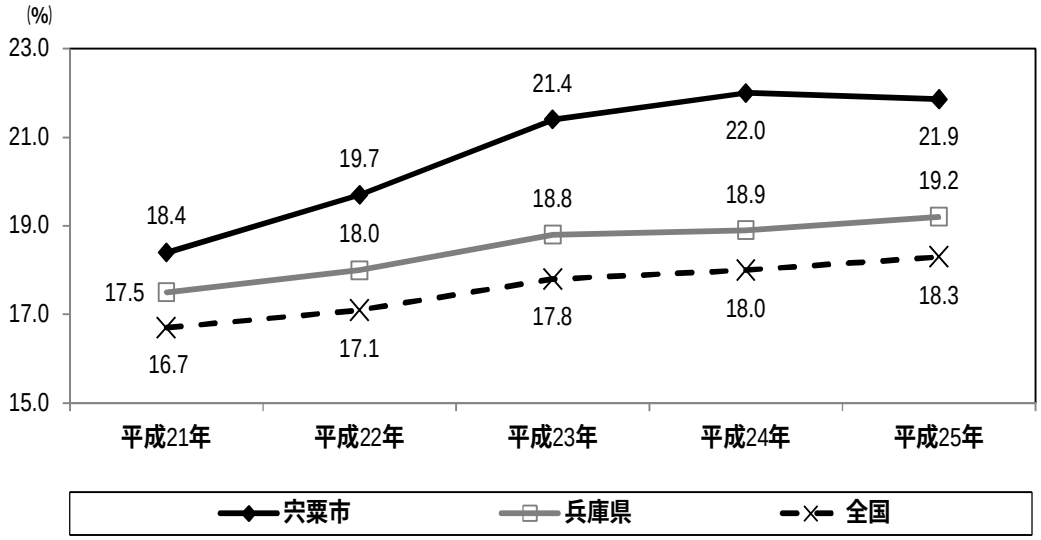

資料：介護保険事業状況報告（各年９月末）

（４）障害者手帳交付者

平成 22 年から平成 26 年にかけて、身体障害者手帳交付者数は 16 人の減少、療育手帳交付者数は 28 人の増加、精神障害者保健福祉手帳交付者数は 38 人の増加となっています。

一方、総人口に占める割合については、すべての手帳交付者数ともに一貫して増加傾向にあります。

◆身体障害者手帳交付者数の推移

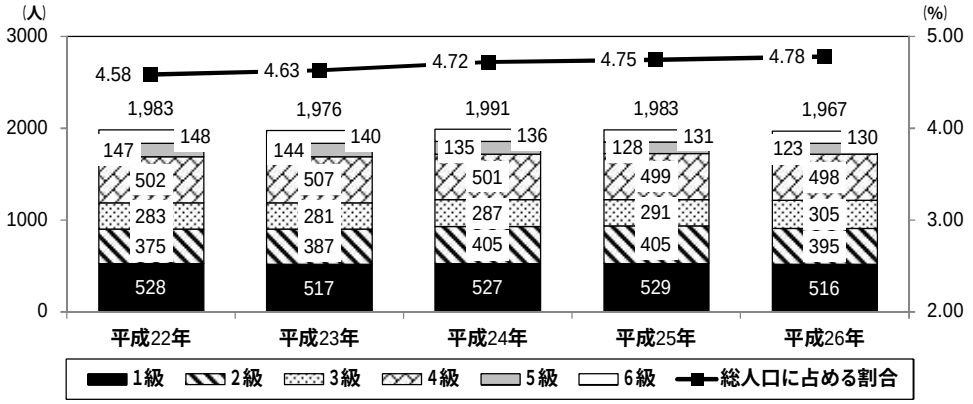

◆療育手帳交付者数の推移

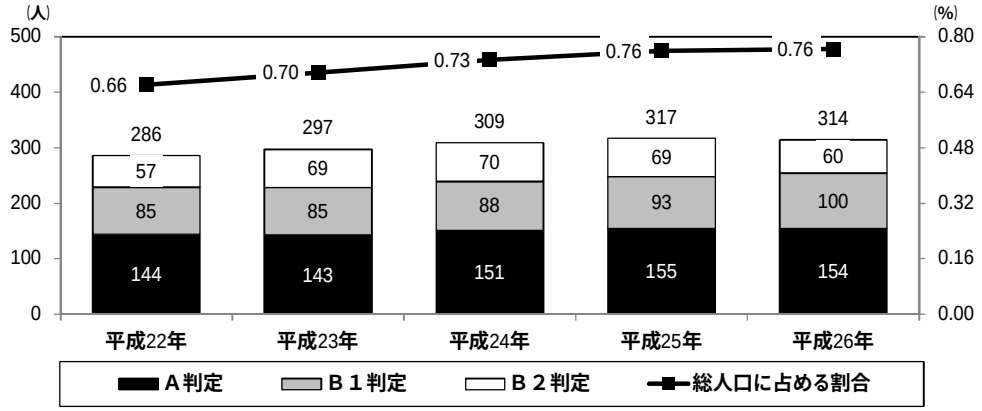

◆精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

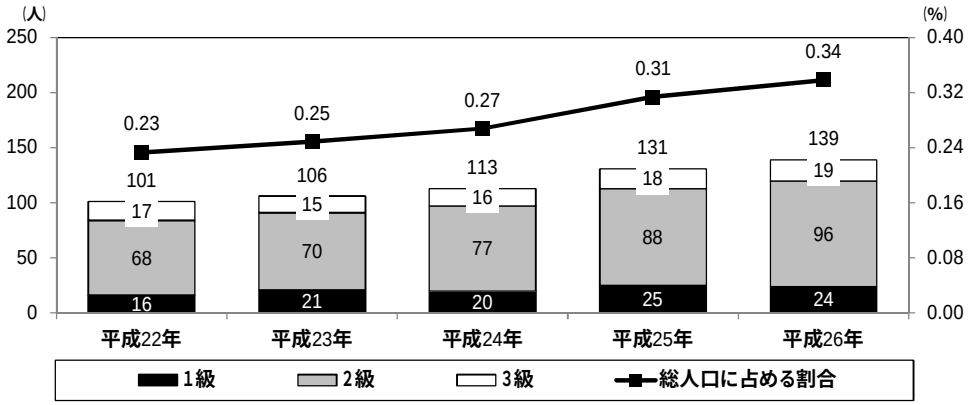

資料：高年・障害福祉課調べ（各年３月末現在）

（5）ボランティア登録者・団体

ボランティア登録者・団体数の推移をみると、平成 21 年から平成 23 年にかけてともに減少しているものの、その後は増加して平成 25 年には登録者数が 2,000 人を超えており、それに伴って登録者の割合も増加しています。

◆ボランティア登録者・団体数の推移

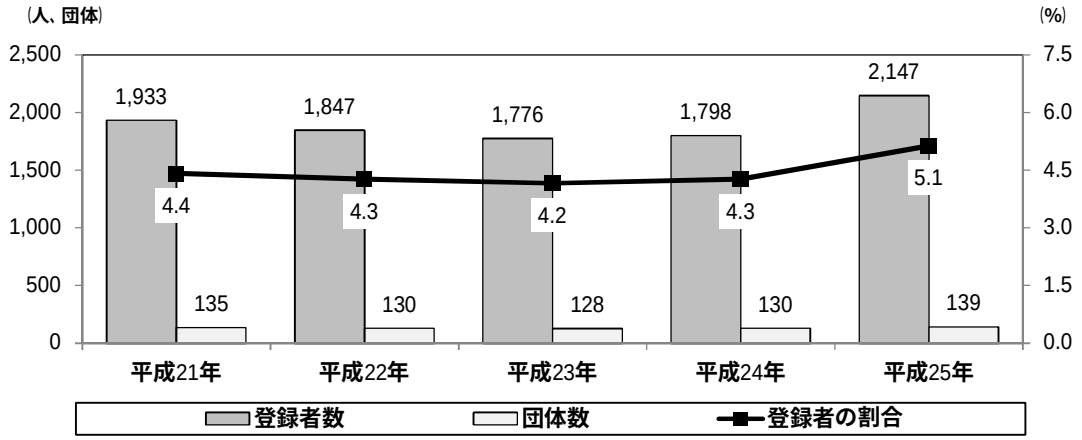

注：登録者数の割合は、総人口に占める割合を指す
資料：宍粟市社会福祉協議会資料

２．市民アンケート調査結果の概要について

（１）調査概要

調査目的	宍粟市の市民の福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、ご意見、ご提言を広くお聞きし、計画を策定する基礎資料として活用するために実施しました。
概　　要	● 調査地域：宍粟市全域 ● 調査対象：20 歳以上の住民 2,000 人を地区別・年齢別に無作為抽出 ● 調査期間：平成 26 年９月 12 日～９月 26 日 ● 調査方法：郵送による配布回収 ● 回収状況：配布数 2,000 件 有効回収数 1,049 件（有効回答率　52.5%）

（２）調査結果

アンケート調査から、特に特徴がうかがえた結果について記載しています。

①「隣近所」との関わりについて

【ふだん近所の人とどの程度の付き合いをしているか】

「家族ぐるみでとても親しく付き合っている」（16.0%）、「ある程度親しく付き合っている」（51.9%）を合わせると 67.9%となっています。

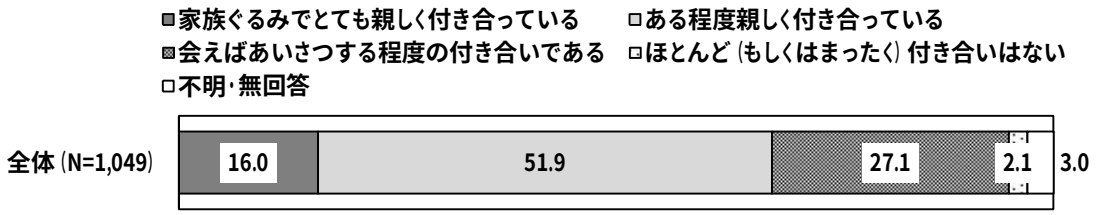

【近所の人との付き合いに対する考え方】

近所付き合いに対して「親しく相談したり助け合ったりするのは当然である」（39.8%）、「わずらわしく感じることもあるが、日常生活の中で助けられることが多いので必要である」（45.2%）が多くを占めています。

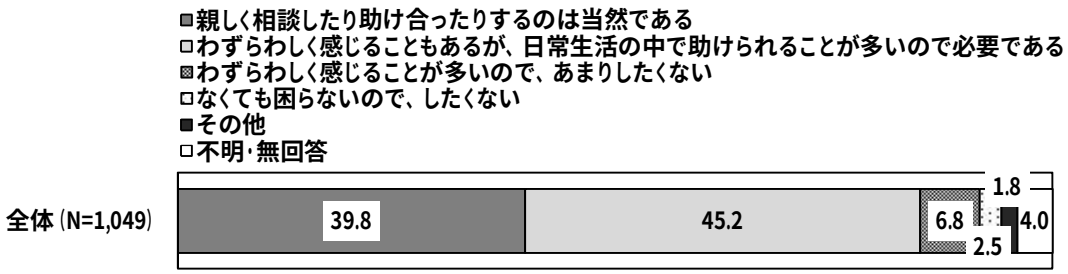

【あなたが考える地域の範囲はどれか】

「自治会」（43.4%）と答えた割合が多くを占めています。

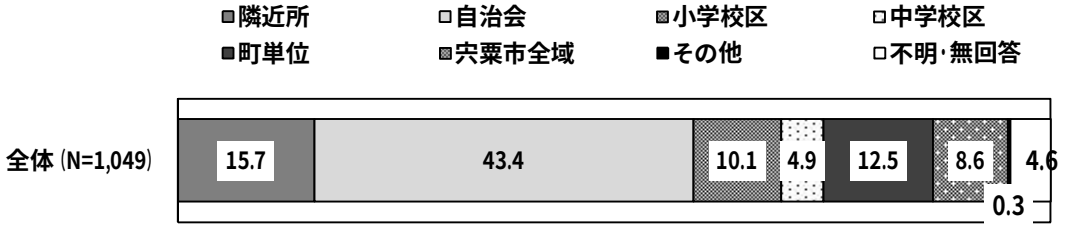

②「日常生活」について

【日常生活の問題についての解決方法】

「市民と行政が相互に連携し、お互いを補完し合って解決したい」（37.6%）や「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」（34.5%）とが比較的多くなっています。

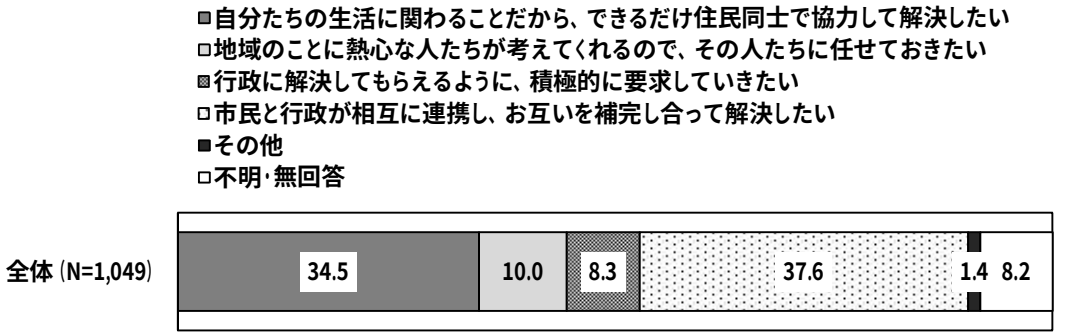

【普段の生活の中で、不安に思っていること】

「老後の生活や介護に関すること」（66.3%）が最も高く、次いで「自分や家族の健康に関すること」（56.8%）となっています。また、「生活費など経済的問題に関すること」（29.3%）も一定の回答の割合があります。

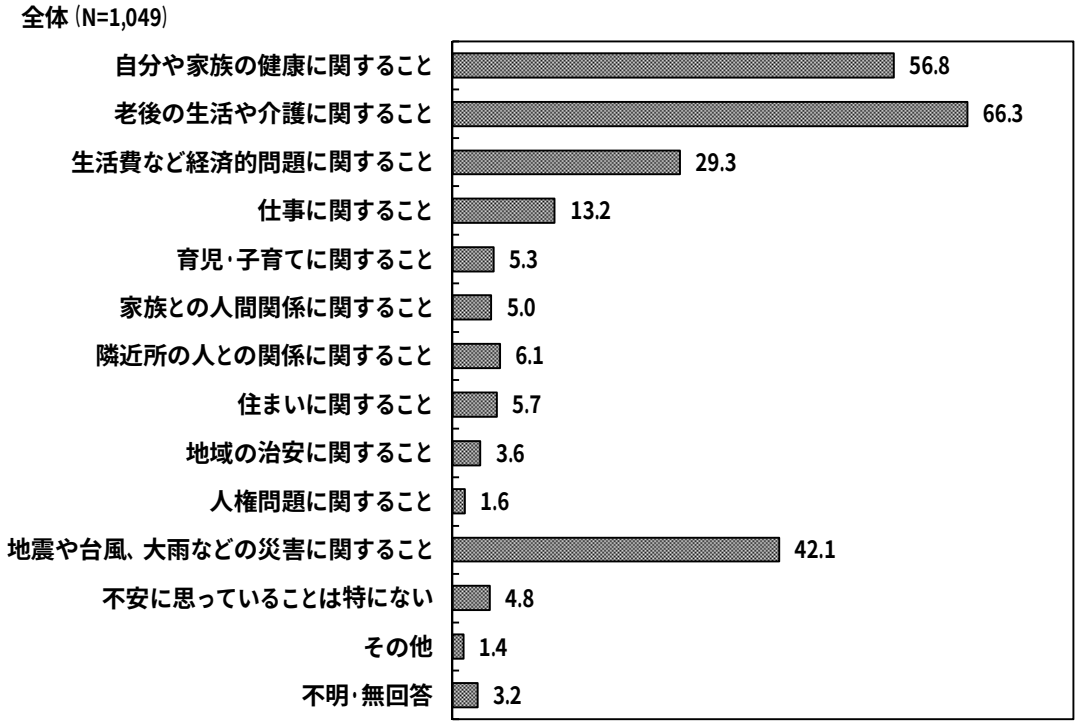

【不安や悩みの相談先（相談相手）】

「家族、親戚、きょうだい」（78.0%）が最も高く、次いで「友人」（39.5%）、「隣近所の人」（15.2%）となっています。

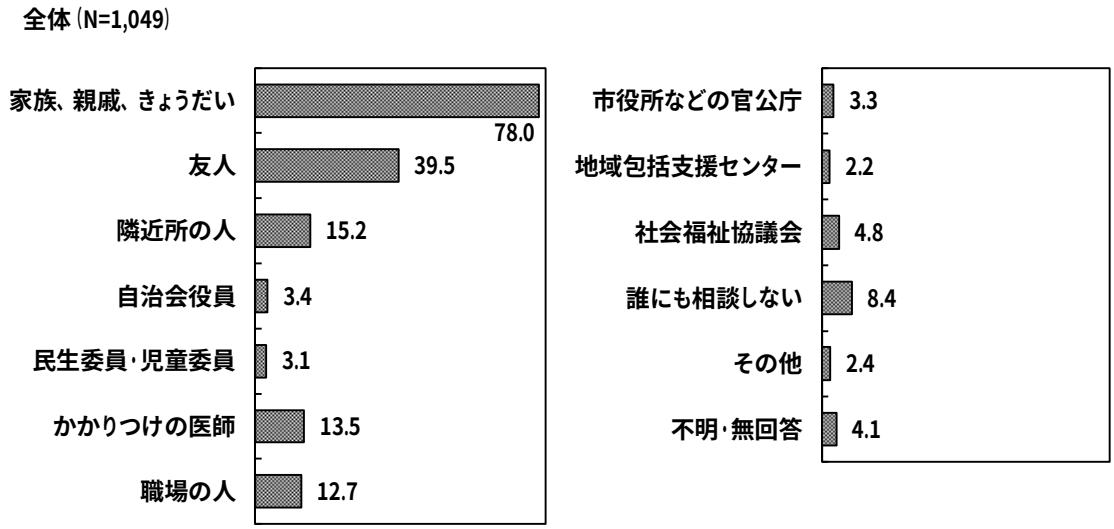

【安心して暮らしていくために、地域にある組織や団体に対して期待する活動】

期待する活動として、「緊急事態が起きたときの対応」（77.3%）が最も高く、次いで「子どもや高齢者、障がい者に対する手助け」（36.5%）、「交通安全や防災・防犯などの活動」（32.4%）となっています。

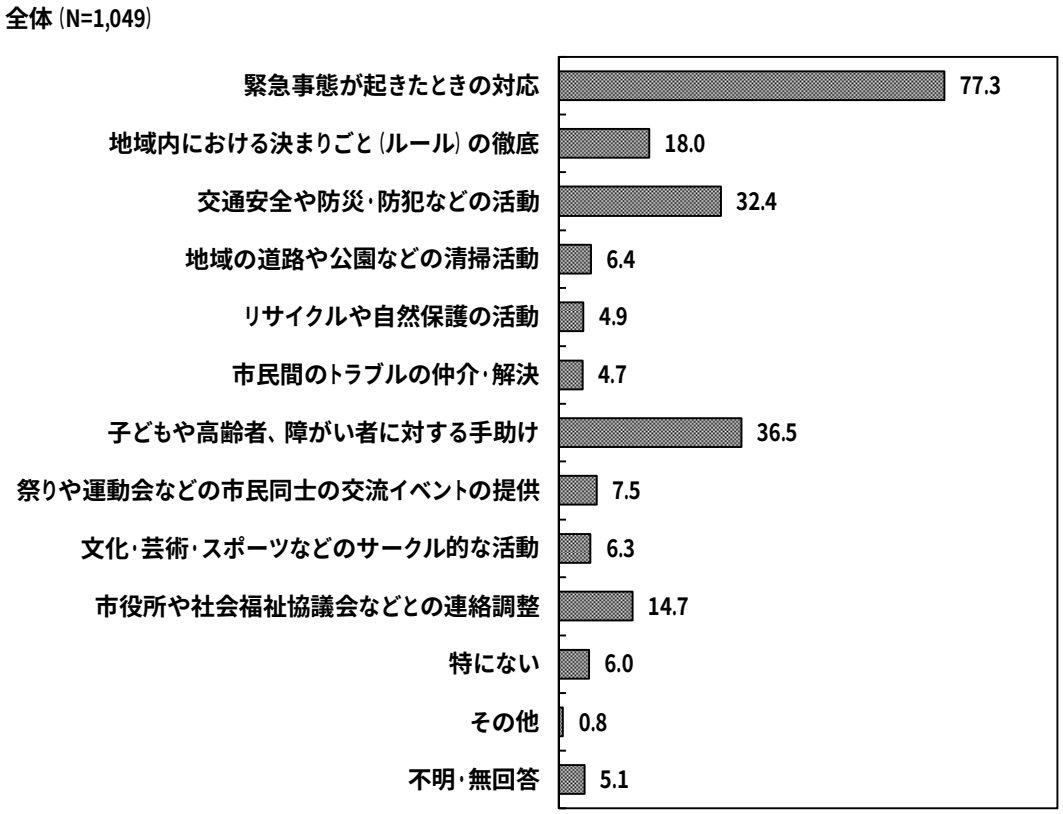

【現在住んでいる地域の暮らしやすさ】

〔不満〕（「やや不満」と「不満」の合計）の割合が比較的高いものとして、『④病院など医療関係施設』（39.7%）、『⑤買い物などの便利さ』（35.6%）、『⑦道路や交通機関等の使いやすさ』（44.4%）などとなっています。

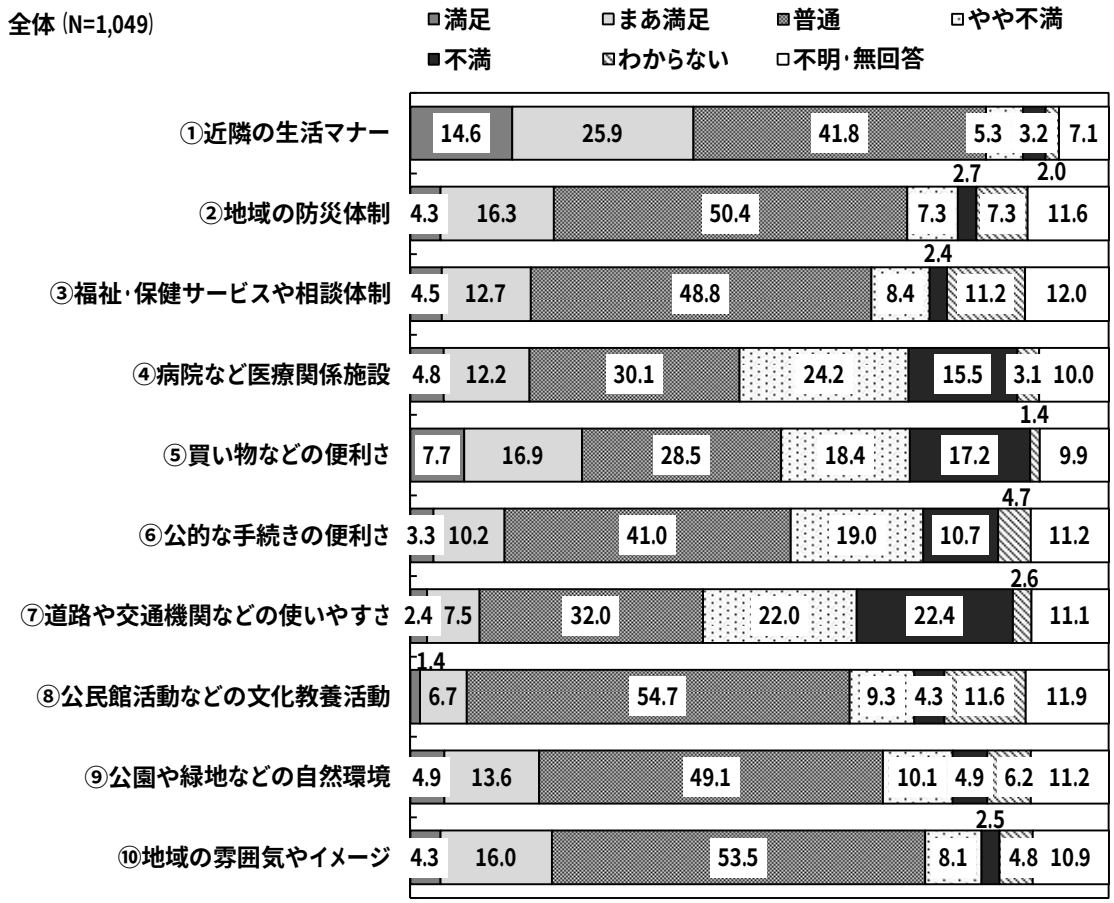

③「ボランティア活動」について

【ボランティア活動の参加経験】

「現在活動している」（15.5%）、「過去に参加していたが、現在はしていない」（25.5%）を合わせると 41.0%となっています。

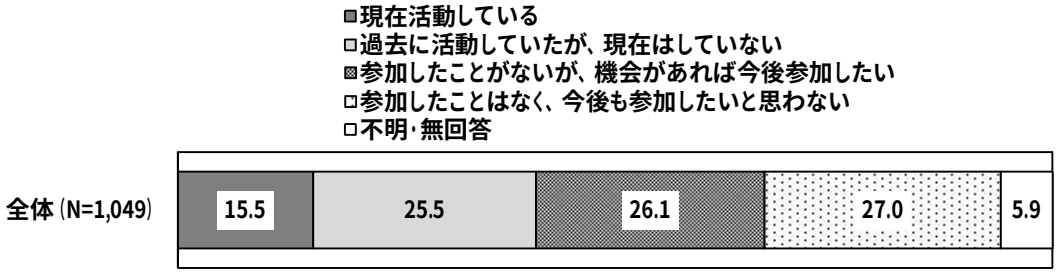

④「災害時」に関することについて

【大災害に備えて日頃から地域でどんなことが必要だと思うか】

「日頃から顔の見える関係づくりのために、地域でふれあえる機会を多くつくる」（37.0%）が最も高く、次いで「見守りが必要な世帯を記載した防災マップを整備する」（31.0%）、「防災訓練のあり方を見直し、大災害時の避難訓練などを定期的に行う」（29.7%）となっています。

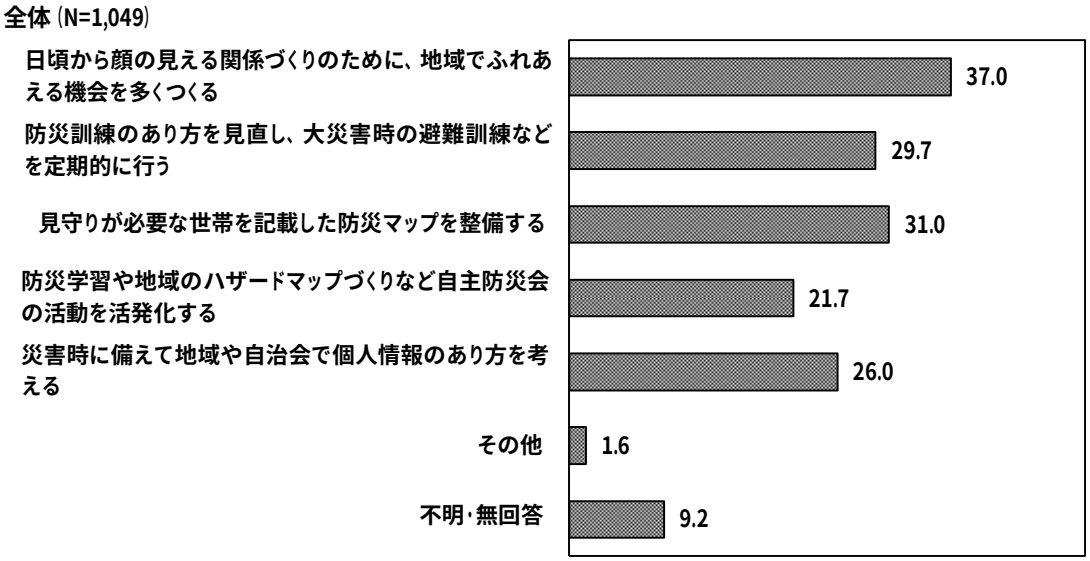

⑤「福祉サービス」について

【福祉サービスの利用の有無】

「利用している（したことがある）」が 41.4%、「利用していない（したことがない）」が 54.8%となっています。

【利用した福祉サービスの種類】

「介護保険サービス（訪問介護（ヘルパー）、通所介護（デイサービス）、ショートステイ、施設入所など）」（62.7%）が最も高く、次いで「高齢者福祉サービス（外出支援サービス、緊急通報システム、配食サービス、介護用品の支給など）」（35.5%）、「障がい者福祉サービス（居宅介護（ヘルパー）、施設通所、施設入所、外出支援サービスなど）」（18.9%）となっています。

全体（N=434）

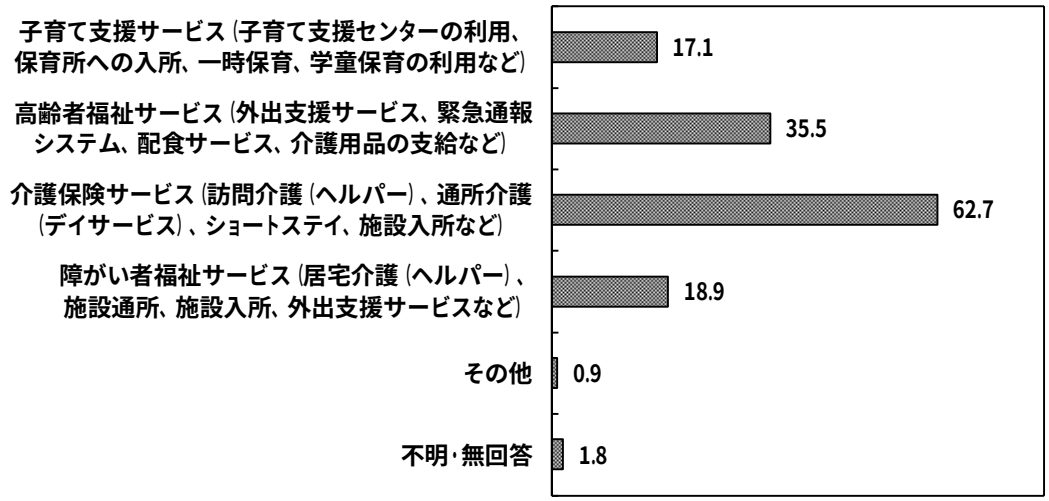

【福祉サービスの利用に関して、不都合・不満を感じたこと】

「不都合や不満を感じたことはない」（33.4%）が最も高く、次いで「福祉サービスに関する情報が入手しにくかった」（13.8%）、「どのサービスがよいのかわからず、選びにくかった」（11.3%）となっています。

全体（N=434）

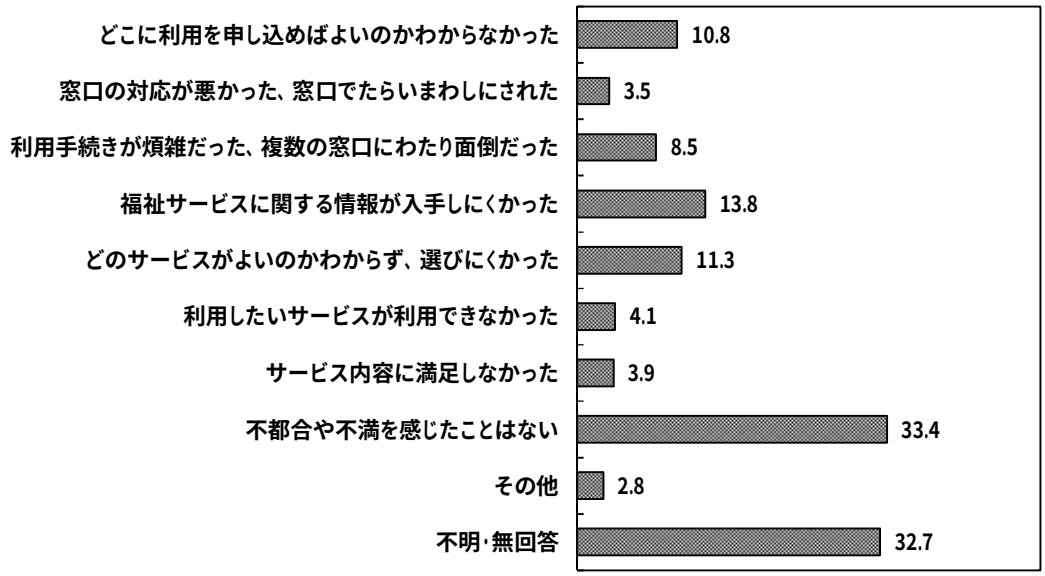

【「福祉サービス」に関する情報の主な入手先】

「広報紙」（40.0%）が最も高く、次いで「知り合いを通して」（29.6%）となっています。

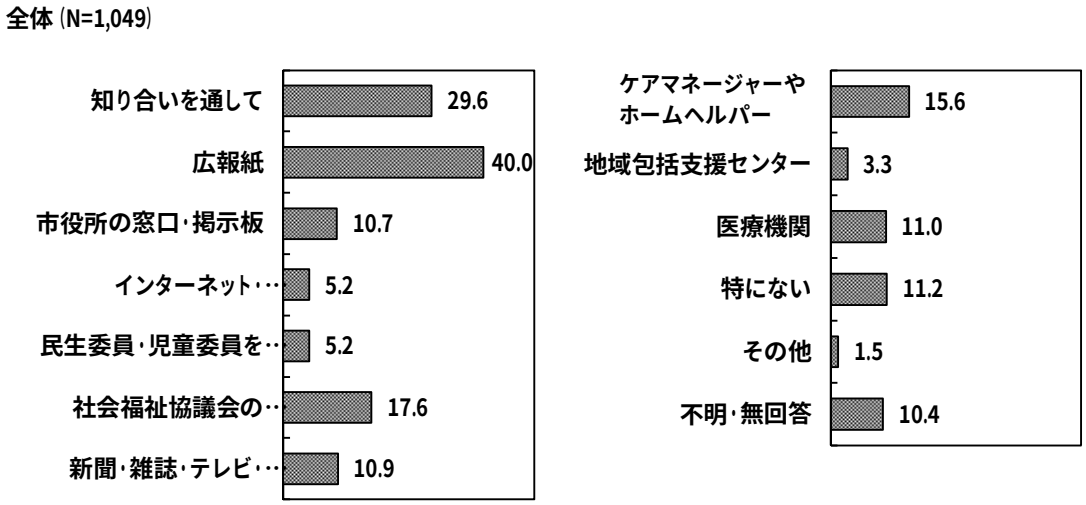

⑥「地域福祉に関わる団体」について

【居住地域を担当している民生委員・児童委員の認知度】

「「民生委員・児童委員」という名称も、その活動内容も知っている」（43.7%）が最も高くなっています。

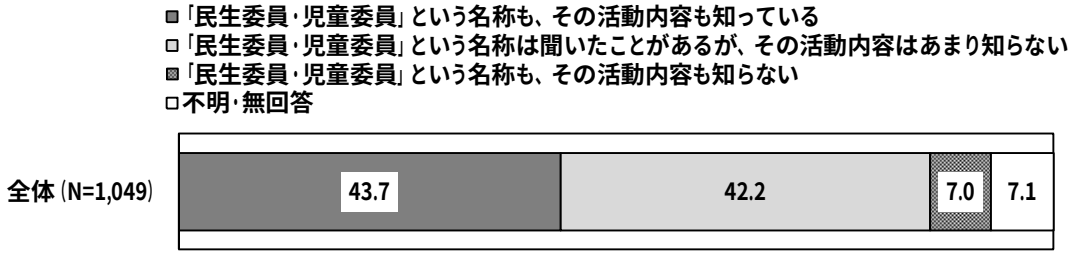

【「社会福祉協議会」の認知度】

「「社会福祉協議会」という名称は聞いたことがあるが、その活動内容はあまり知らない」（44.6%）が最も高くなっています。

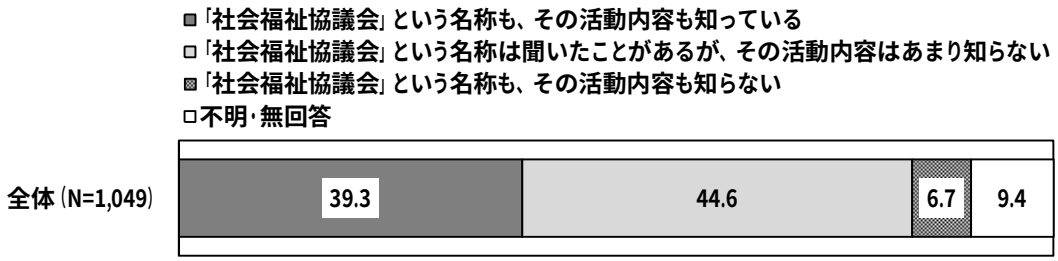

【「地域包括支援センター」の認知度】

「「地域包括支援センター」という名称も、その活動内容も知らない」（45.2%）が最も高くなっています。

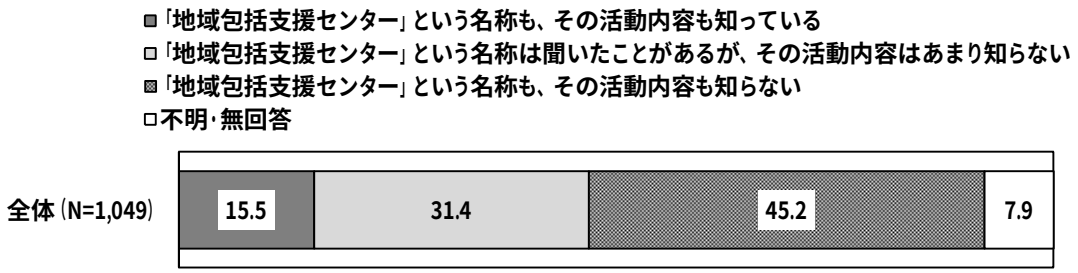

⑦「宍粟市の地域福祉施策」について

【宍粟市が今後、地域福祉を進めるために優先して取り組んでいくべき施策】

「地域住民同士が助け合い、支え合う仕組みづくり」（42.8%）が最も高く、次いで「地域の福祉相談窓口の充実」、「福祉に関する情報提供の充実」（ともに 32.4%）、「地域の福祉活動の中心を担う人材の育成・確保」（31.1%）となっています。

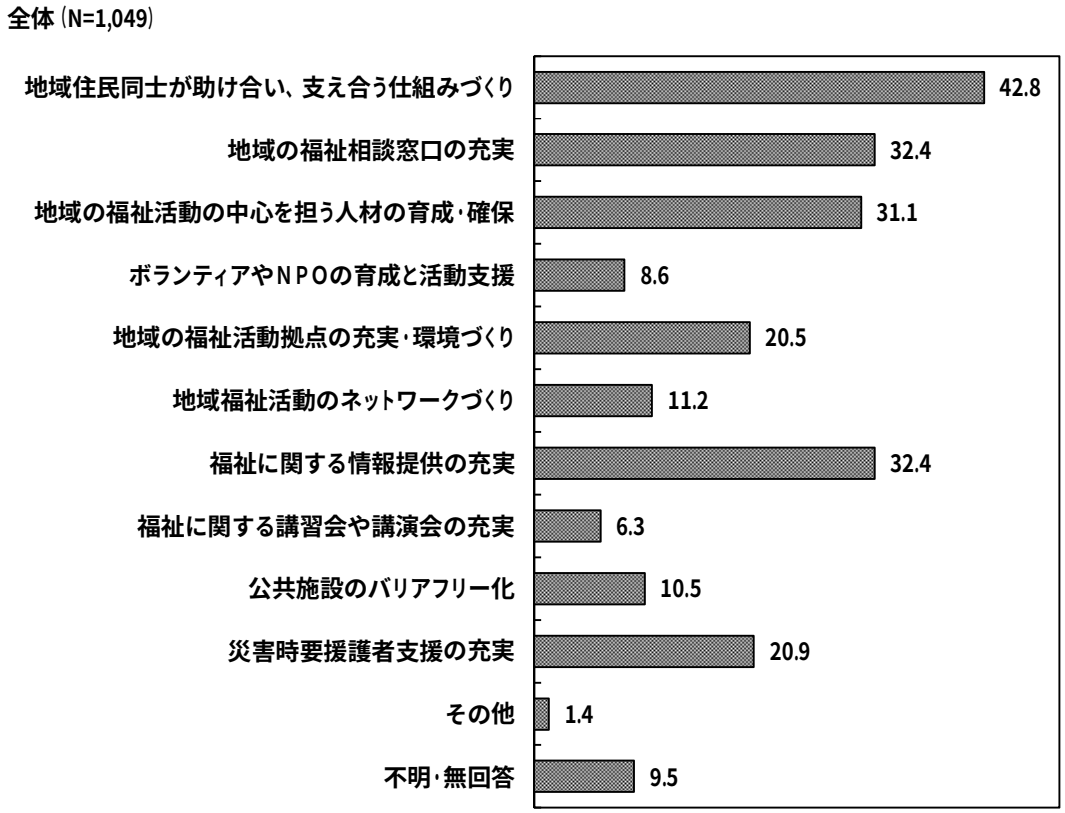

３．現状のまとめ

（１）地域の担い手について

〈アンケート結果〉

○ボランティア活動の経験がある市民は４割程度にとどまっています。（アンケート結果③）

○本市が優先して取り組んでいくべきことについては、「地域の福祉活動を担う人材の育成と確保」が３割を超えて高くなっています。（アンケート結果⑦）

〈宍粟市の現状〉

○山崎、一宮、波賀、千種地区ごとに、総人口や高齢化率の推移に差があります。

地域活動を活性化するためには、地域福祉を中心となって担う人材の育成や確保が重要です。また、ボランティアなどの地域活動の担い手を養成する上で、子どもの頃からの福祉教育や、高齢者や退職世代を含め、幅広い市民に福祉学習を提供していくことが必要です。

（１）⇒ 基本目標１「地域福祉を進める担い手づくり」

（２）地域のつながりについて

〈アンケート結果〉

○本市が優先して取り組んでいくべきことについては、「地域住民同士が助け合い、支え合う仕組みづくり」の割合が最も高くなっています。（アンケート結果⑦）

○市民が考える地域の範囲については、「自治会」の割合が最も高く、次に「隣近所」「町単位」の順で高くなっています。（アンケート結果①）

○近所の人との付き合いについては、「家族ぐるみでとても親しく付き合っている」「ある程度親しく付き合っている」を合わせると７割近くなっており、付き合いに対して「親しく相談したり助け合ったりするのは当然である」「わずらわしく感じることもあるが、日常生活の中で助けられることが多いので必要である」とする人が多くを占めています。（アンケート結果①）

〈宍粟市の現状〉

○総人口は減少傾向にある中、65 歳以上人口は増加しており、特に、今後は後期高齢者が増加していくことが予想されます。

○高齢者夫婦のみ世帯や高齢者単身世帯が増加傾向にあります。また、ひとり親世帯についても、母子世帯が増加傾向にあり、支援を必要とする世帯が増加しています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域における助け合い・支え合いの仕組みをつくっていくとともに、さまざまな手段によって地域の中で困っている人を支援する仕組みづくりが重要です。

（２）⇒ 基本目標２「地域で支え合う仕組みづくり」

（３）福祉サービスについて

〈アンケート結果〉

○福祉サービスを利用している人の割合は４割程度となっており、サービスの種類としては「介護保険サービス」が最も高くなっているものの、「高齢者福祉サービス」「障がい者福祉サービス」「子育て支援サービス」のそれぞれの利用がみられ、年代などによって異なっていることがうかがえます。（アンケート結果⑤）

○地域福祉に関わる団体としては、『民生委員・児童委員』『社会福祉協議会』の名称も活動内容も知っている人の割合は４割程度、『地域包括支援センター』については２割に満たない状況となっています。（アンケート結果⑥）

身近な地域で、さまざまな生活課題に対応したきめ細やかな福祉サービスを適切に受けることができるよう、福祉サービスの提供の際に中心となる民生委員・児童委員や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの周知を図るとともに、提供体制を整えることが必要です。

（４）相談支援体制について

〈アンケート結果〉

○福祉サービスに関して「不都合や不満を感じたことはない」が３割程度で最も高くなっているものの、「福祉サービスに関する情報が入手しにくかった」「どのサービスがよいのかわからず、選びにくかった」「どこに利用を申し込めばよいのかわからなかった」への回答もみられます。（アンケート結果⑤）

○福祉サービスの情報については、「広報紙」や「知り合いを通して」取得している人の割合が高くなっています。（アンケート結果⑤）

○本市が優先して取り組んでいくべきことについては、「地域の福祉相談窓口の充実」「福祉に関する情報提供の充実」が３割を超えて高くなっており、市民のニーズが高い状態となっています。（アンケート結果⑦）

○不安や悩みの相談先として「家族、親戚、きょうだい」「友人」など個人的なつながりを基盤としたものが中心となっています。「市役所などの官公庁」といった、相談機能を持つ公的機関の利用は１割未満にとどまっています。（アンケート結果②）

相談体制については、相談窓口の周知を図るとともに、初期相談体制の充実を図り、必要に応じて専門的な相談機関につないだり、サービス提供につなぐ体制の強化など、総合的に取り組んでいくことが必要です。

また、相談窓口の周知などの福祉の情報提供について、「広報紙」や「知り合いを通して」の入手が多い傾向にあることから、地域でのつながりの中で人を介した情報提供の仕組みを検討するとともに、インターネットなどのＩＴ技術の活用など、きめ細かな展開が求められます。

（３）（４）⇒ 基本目標３「サービスが適切に受けられる仕組みづくり」

（５）災害時に関することについて

〈アンケート結果〉

○安心して暮らしていくために地域にある組織や団体に対してどのような活動を期待するかについて、「緊急事態が起きたときの対応」が７割を超えて高くなっています。（アンケート結果②）

○大災害に備えて必要だと思うことについて、「日頃から顔の見える関係づくりのために、地域でふれあえる機会を多くつくる」「見守りが必要な世帯を記載した防災マップを整備する」が３割を超えて高くなっています。（アンケート結果④）

〈宍粟市の現状〉

○高齢化の進行によって、要介護認定者数も増加しており、災害などの緊急時に助けが必要な方の増加が考えられます。

市民の防災意識の高揚と地域にある組織や団体などと連携を図りながら、防災体制を強化していく必要があります。

（６）暮らしやすさについて

〈アンケート結果〉

○現在住んでいる地域の暮らしやすさについて、「道路や交通機関等の使いやすさ」「病院など医療関係施設」「買い物などの便利さ」に対する不満が比較的高くなっています。（アンケート結果②）

高齢者や障がいのある人などが地域で生活するためには、交通手段、道路、公共施設利用時の不便さの解消が重要な課題です。

（５）（６）⇒ 基本目標４「安全で安心なまちづくり」

第３章　計画のめざすもの

１．計画の基本理念

つながりで みんなでつくる
宍粟のふくし

本市では「宍粟市総合計画」において、まちの将来像を“人と自然が輝き　みんなで創る夢のまち”と定め、後期基本計画では、主に地域福祉に関わる施策の分野において、ともに助け合い支え合う共生のまちをめざしています。

近年、人と人とのつながりの希薄化が進み、人々の価値観の多様化、少子高齢化の進行、単身世帯の増加などから、ひきこもりや孤立死、認知症高齢者の増加など、地域における生活・福祉課題は多様化・複雑化してきています。それらは、暮らしの中のあらゆる場面で、今は支援を要しない人も含め、誰にでも起こりうるものです。

そのため、これまでの取り組みを踏まえながら、市民が年齢や障がいの有無、性別などにかかわらず、困っていることはないか声をかけあうことができる関係を築き、住民自身が地域での活動の主体を担うことが必要になります。

そこで、今回の計画では、基本理念に「つながりで　みんなでつくる　宍粟のふくし」を掲げ、地域の住民同士がつながることはもちろんのこと、支え合い、一人ひとりが住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けていけるよう、市民が福祉の担い手としても活躍できる仕組みづくりとともに福祉を推進するまちづくりを進めます。

２．施策体系

基本理念

つながりで　みんなでつくる　宍粟のふくし

基本目標１　地域福祉を進める担い手づくり

【基本施策】
（１）市民活動・ボランティアへの参画促進
（２）地域や学校での福祉学習の推進

基本目標２　地域で支え合う仕組みづくり

【基本施策】
（１）小地域福祉活動の活性化
（２）地域福祉資源の活用・開発
（３）つながりを深めるコーディネート機能の構築

基本目標３　サービスが適切に受けられる仕組みづくり

【基本施策】
（１）情報提供の強化
（２）相談窓口の充実
（３）生活困窮者などへの支援

基本目標４　安全で安心なまちづくり

【基本施策】
（１）緊急時における要配慮者への支援
（２）支え合いのまちづくり
（３）すべての人にやさしいまちづくり

３．施策に取り組む圏域の考え方

地域福祉に関わる活動では、地域住民にしかみえない生活・福祉課題や、身近でなければ早期発見しにくい課題にも取り組むことが重要です。

合併により、市内の自治会数は 156 となっており、その人口の構成員や世帯数はさまざまで、地域によっては、自治会のような圏域だけでは対応が難しいことも考えられ、より大きなネットワークの資源（人材や施設など）を活用するなど、市民局圏域や市全域で検討していくべき課題もあります。

そこで、地域福祉推進のための基盤として取り組み内容や解決すべき課題に応じた圏域設定を行うとともに、各圏域だけで解決できない問題などへの対応を行います。

◆圏域のイメージ

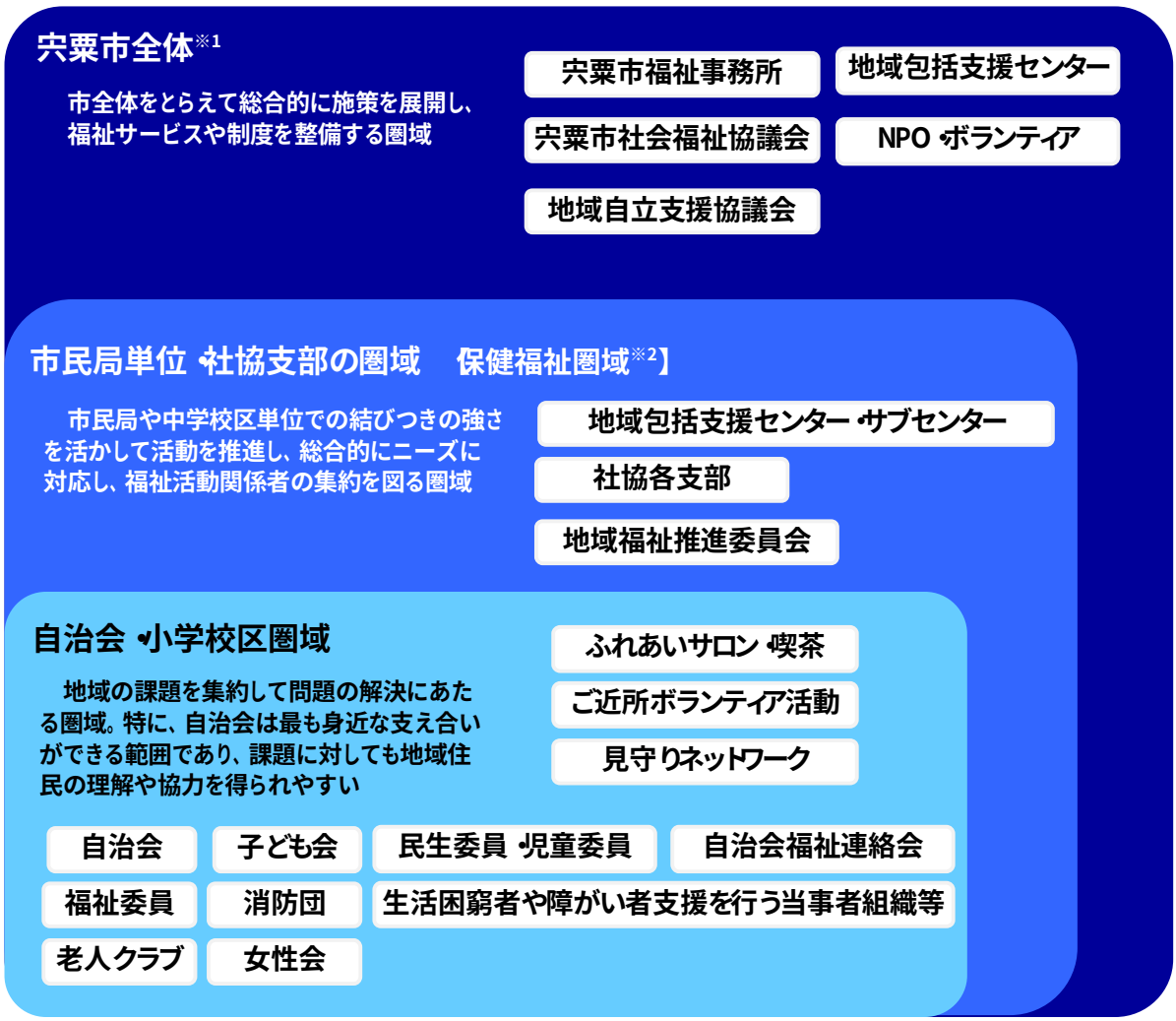

※1）本市においては、地域福祉計画における圏域とは別に「協働によるまちづくり」を推進する圏域（地区）として、旧村及び旧町を基本とする15地区を設定しています。

※2）保健福祉圏域とは、老人福祉法及び介護保険法の規定による日常生活圏域のことであり、市全域を調整して高齢者への保健福祉サービスの提供を図るために、自治体が定める区域です。本市においては旧4町を保健福祉圏域と定めています。

（1）圏域設定

①　自治会・小学校区圏域

主に市民が主役となって活動に取り組むとともに、市民の身近な問題を集約し、自治会や福祉委員、民生委員・児童委員などが連携して解決を図ります。

②　市民局単位・社協支部の圏域【保健福祉圏域】

介護保険の日常生活圏域（旧町）を範囲とし、地域の結びつきの強さを活かして総合的なニーズへの対応を図るとともに、専門的な人材の育成・設置を進め、市民の幅広い相談や活動の支援などに努めます。

③　宍粟市全体

市全体を範囲として施策を展開するとともに、進行管理を通して課題対応や新たな課題の検討を行うなど、総合的な地域福祉の推進を行います。

（2）重層的なネットワークの構築

だれもが安心して暮らしていくためには、自治会圏域での見守りなどを通じて生活課題を抱えた本人・家族を発見し、必要に応じて市や社会福祉協議会などによるケアに結びつけていくことが大切です。しかし、生活課題の中には、高齢者、障がいのある人、子どもなどの属性を越える、あるいはまたがるものや、介護保険サービスや福祉サービスなどの制度ではカバーできない「制度の谷間」にある課題もあります。

各制度の専門職同士が連携して個別のケアにつなげるとともに、専門機関だけでは対応できない部分については、自治会圏域における日常的な見守りや生活支援など、市民との協働によって支える重層的なネットワークの構築に努めます。

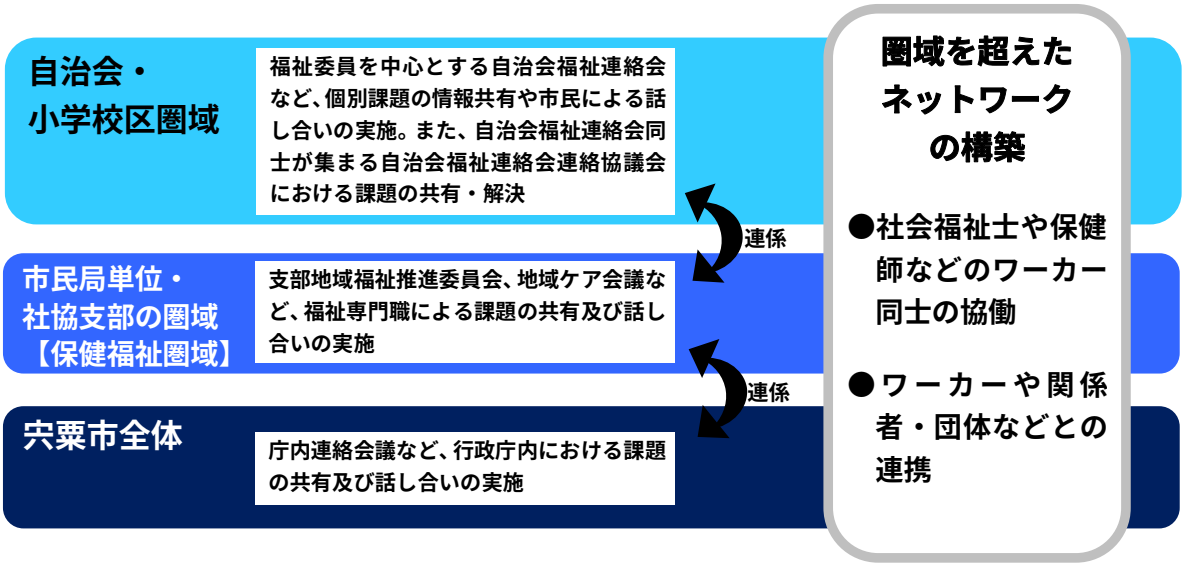

第４章　施策の展開

基本目標１．地域福祉を進める担い手づくり

市民活動やボランティア活動を支援・促進するとともに、地域福祉について学ぶ機会を提供することにより、地域の福祉活動を担う人材の育成・確保をめざします。

基本施策（１）　市民活動・ボランティアへの参画促進

現状と課題

地域福祉のつながりを強化するためには、地域福祉の活動の担い手が必要となります。市民活動やボランティア活動の活発化や、活動の担い手づくりについては、市民の共助を促進し、地域福祉を推進するにあたって重要になります。そのため、市民がこうした活動へと参加することを支援・促進することが重要になります。

また、今後市内の高齢者の増加とともに、退職世代などが増加する見込みとなっており、こうした方々へのアプローチも重要になります。

本市では、社会福祉協議会などが中心となって活動支援にあたっており、ボランティア登録者数・団体数は、近年でも増加しています。また、ボランティア・市民活動センターでは「ボランティアセンター運営委員会」の設置を進めるなど、人材育成と確保に向けた取り組みに努めています。

第１期計画において地域活動の担い手の育成をはじめ、青少年や子どものボランティア参加機会の推進などに取り組んできましたが、市民アンケート調査では、ボランティア経験のある市民は４割にとどまっており、地域の福祉活動を担う人材の育成と確保が求められています。今後も、さらにボランティア参加者の増加に向けた施策を推進していく必要があります。

今後の取り組み

ボランティア養成講座や認知症サポーター養成講座、地域福祉に関わる活動の研修会（リーダー養成など）などの機会を提供するとともに、これらの取り組みについて市民への周知を図り、市民活動・ボランティアへの参画促進を図っていきます。

主要な施策

	施策内容	実施主体
自治会・小学校区圏域	●【ご近所ボランティアの推進】 自治会の中での身近なボランティア活動による生活支援を推進していきます。	社会福祉協議会
	●【住民福祉座談会の実施】 住民福祉座談会を実施し、身近な福祉への意識高揚を図っていきます。	
市民局単位・社協支部圏域	●【ボランティア・市民活動センターの強化】 ボランティアの育成や支援を行うとともに、多様な NPO（特定非営利活動法人）を生みだす支援を行います。また、ボランティアセンター運営委員会を設置し、住民参加型のセンター運営を図ります。	社会福祉協議会
	●【退職世代の参加促進】 ボランティア入門・養成講座を実施し、退職世代のボランティアへの参加促進を図っていきます。	
	●【ボランティア活動の連携の支援】 自治会圏域ごとのボランティア活動から挙がってきた課題などを支部の地域福祉推進委員会の場で共有し、複数の団体が連携して取り組めるよう図っていきます。	
宍粟市全体	●【情報の発信】 ボランティアや市民活動に関するパンフレットの作成、広報誌やホームページ等における活動体験談の掲載など、活動参加へのきっかけづくりを行います。	社会福祉協議会 市の担当課
	●【認知症サポーターの養成】 認知症の人を地域で見守り支える人材として認知症サポーターを養成します。	市の担当課
	●【生活支援サービスの体制整備】 日常生活での困りごと（電球等の交換など）の支援や声かけ、見守り活動については、現在、社会福祉協議会が中心で展開されている自治会単位での小地域福祉活動と協働しながら、自治会単位での地区組織やボランティアグループを支援の担い手とする仕組みづくりを行います。	

	施策内容	実施主体
宍粟市全体	●【市民後見人候補者の養成】 認知症や知的障がいなどで判断能力が十分でない人に代わり財産管理や介護契約などを行う市民後見人の候補者を養成していきます。	市の担当課

≪ 活動指標≫

	現状（平成 26 年度）		平成 31 年度
ボランティア活動の参加者数 （ボランティア災害共済加入者数）	1,826 人	→	増加（★）
ボランティア入門・養成講座 延べ参加者数	206 人	→	増加（★）
認知症サポーター登録者数	－	→	500 人
市民後見人候補者数	1 人	→	4 人

（※活動指標の考え方は、資料編「４．活動指標一覧」（76～82 ページ）をご参照ください。）

基本施策（２）　地域や学校での福祉学習の推進

現状と課題

地域福祉を自主的に進めたり、地域の中で主体的に担っていく市民を増やすためには、市民が地域福祉について学ぶ機会が必要であり、学ぶことによって活動への参加意欲の向上や、実践のための知識の向上につながります。

特に、子どものころから学校教育などによって福祉に関する体験をすることで、早いうちから福祉意識の醸成を図ることができます。また、成人となっても、生涯学習などで継続的に福祉学習の機会が提供されることが重要です。

本市では、学校における活動として、福祉学習やトライやるウィークでの福祉体験の実施、人権教育の推進など、早い段階から福祉の意識を醸成する機会を設けています。また、社会福祉協議会では自治会などでの福祉学習の推進に取り組んでいます。

そのほか、市では「人権推進アドバイザー」による啓発や相談の受け付け、啓発を行う市民団体への補助などによって、福祉や人権に関わる取り組みを支援しています。

第 1 期計画においても人権・福祉教育の推進を通じて人権尊重や福祉の意識の醸成を図ってきましたが、今後も継続して取り組む必要があります。

今後の取り組み

子どもから大人まで、すべての市民が福祉への理解を深め、地域福祉活動に積極的に参加する意識を身につけるよう、学校での福祉学習や地域の生涯学習講座などで福祉意識の高揚に努めます。

主要な施策

	施策内容	実施主体
自治会・小学校区圏域	●【生涯学習の推進】 自治会・小学校区において、福祉分野を含めた学習会の開催を推進します。	生涯学習推進協議会 社会福祉協議会
	●【学校での学習の推進】 学校内での福祉学習・人権学習や、トライやるウィークでの福祉体験などを推進し、児童・生徒の福祉の意識づくりを進めます。	小中学校
市民局単位・社協支部圏域	●【福祉学習の実施】 社協のコミュニティワーカーやボランティアコーディネーターが講師となり、自治会や小中学校等において福祉に関わる体験学習を実施していきます。	社会福祉協議会
宍粟市全体	●【情報の提供】 自治会福祉連絡会や学校に対し、他市事例や先進事例などの情報提供を行い、福祉学習の推進を支援していきます。	市の担当課
	●【出前講座の実施】 行政の福祉施策について、市の職員が出向いて講座を行います。	

≪ 活動指標≫

	現状（平成 26 年度）		平成 31 年度
福祉学習の実施回数	28 回	➜	増加（★）

（※活動指標の考え方は、資料編「４．活動指標一覧」（76～82 ページ）をご参照ください。）

基本目標２．地域で支え合う仕組みづくり

地域における主体的な福祉活動を推進するとともに、それを支える地域福祉資源の開発やコーディネーターの育成・確保により、助けあい・支え合いの仕組みづくりをめざします。

基本施策（１）　小地域福祉活動の活性化

現状と課題

小地域福祉活動とは、身近な生活の場で、さまざまな困りごとや孤立への不安などに対して、住民相互、もしくは専門機関との協力によって、誰もが安心して生きがいをもって暮らせるまちづくりを、市民自身が自主的に進める活動です。

市民自身が自主的に進めるという部分がポイントであり、自治会圏域などの、比較的市民に近い圏域において重点的にとり行われる必要があります。一方で、小地域での活動が活性化するためには、それより大きい地域単位からの支援、サポートも重要となります。そのため、小地域福祉活動が活性化するため、小地域の活動団体などへの支援やその体制づくりを推進して行く必要もあります。

第１期計画では小地域福祉活動への支援に取り組んできましたが、市民アンケート調査において、今後本市が取り組むべきこととして、地域住民同士が助け合い、支え合う仕組みづくりが最も高くなっており、小地域での福祉活動の意識は高くなっているといえます。また、隣近所と積極的に付き合っている人などの割合も比較的高くなるなど、地域での見守りなどに取りかかりやすい環境がそろっており、こうした地域の関係性の深さを活用して、さらなる小地域での福祉活動の活性化に取り組む必要があります。

今後の取り組み

小地域福祉活動は、市民による主体的な支え合い活動であり、地域住民、自治会、当事者団体、民生委員・児童委員などと連携を図りながら、地域の見守り体制の充実を図ります。また、社会福祉協議会と協働し、小地域福祉活動のさらなる推進を図っていきます。

◆社協のネットワーク関係図の一部（○○自治会福祉連絡会）のイメージ

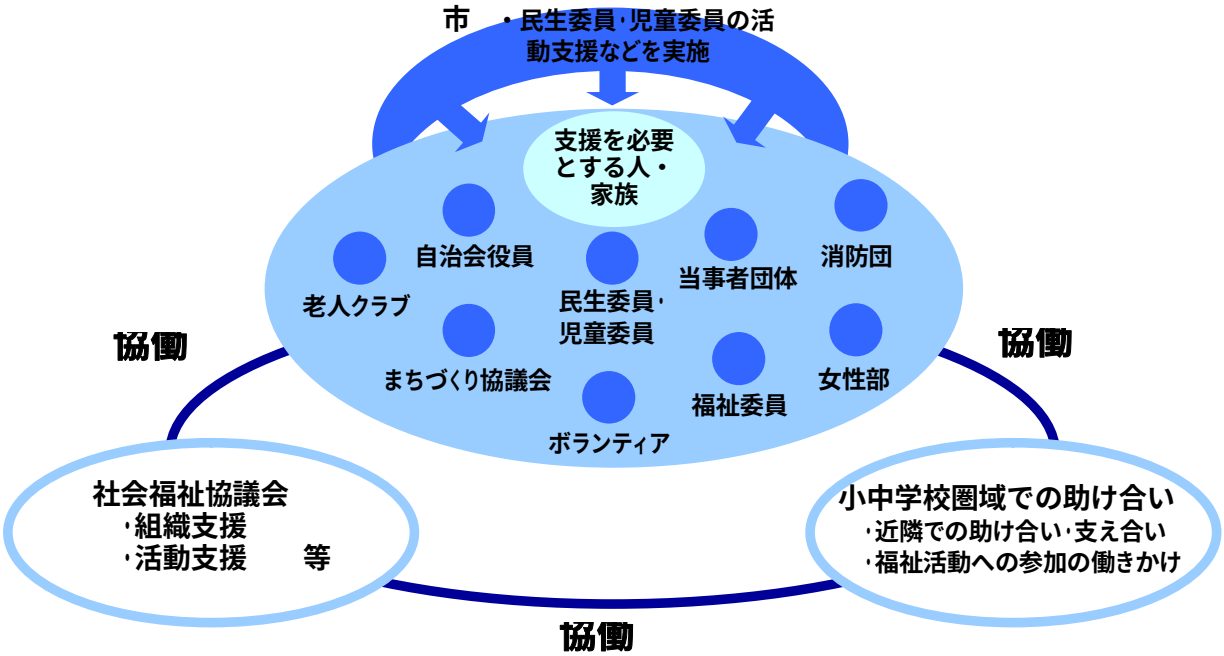

主要な施策

	施策内容	実施主体
自治会・小学校区圏域	●【見守りネットワークの構築】 自治会や民生委員・児童委員、老人クラブなどが連携した地域での見守りネットワークの構築を支援します。	社会福祉協議会
	●【ふれあいサロン・喫茶の支援】 ふれあいサロン・喫茶の活動を支援し、住民同士の交流やふれあいの場づくりを推進します。	
	●【自治会福祉連絡会の支援】 自治会福祉連絡会において、圏域ごとに取り組んでいる事例や見えてきている課題などについて、情報交換し、共有が図られるよう支援していきます。	
市民局単位・社協支部圏域	●【研修会の開催】 社会福祉協議会の各支部において、小地域活動研修会（リーダー養成など）や福祉委員の研修の開催を推進します。	社会福祉協議会

	施策内容	実施主体
宍粟市全体	●【民生委員・児童委員、民生・児童協力委員との連携】 地域の見守りを主に行う民生委員・児童委員、民生・児童協力委員と関係機関との連携強化を進め、その活動について支援を行います。	市の担当課
	●【社会福祉協議会との連携】 社会福祉協議会の地域福祉担当者との連携を強化し、小地域福祉活動のさらなる推進を図ります。	

≪ 活動指標≫

	現状（平成 26 年度）		平成 31 年度
ふれあいサロン・喫茶の開催数	727 回	➔	増加（★）
自治会福祉連絡会の開催数	283 回（H25 実績）	➔	増加（★）
福祉委員研修の実施回数	7回	➔	増加（★）

（※活動指標の考え方は、資料編「4．活動指標一覧」（76～82 ページ）をご参照ください。）

基本施策（２）　地域福祉資源の活用・開発

現状と課題

生活・福祉課題が発生した際や、地域福祉活動のさらなる推進のためには、多様な福祉サービスを提供する団体や関係者への支援とともに、既存の地域福祉資源の活用だけでなく、新たなサービスの展開なども重要になります。

本市では、市と社会福祉協議会が連携して、ボランティア活動などの支援を行っていますが、地域での NPO、民間企業、社会福祉法人による社会貢献活動など、新たな地域福祉資源を開発する組織の活動促進も必要になります。

市民アンケート調査においては、ボランティアや NPO の育成と活動支援が今後必要であると答えた割合はあまり高くありませんでしたが、今後は、こうした組織の活動と、地域福祉を担う市民の活動や市の公的サービスを結び付けることによって、それぞれ単体では解決できないような制度の谷間にある課題や複雑な生活・福祉課題を解決する取り組みを進めていく必要があります。

今後の取り組み

地域の NPO、民間企業、社会福祉法人などが、地域活動に参画しやすい環境づくりに努めていきます。また、既存の地域福祉資源の活用だけでなく新たな地域福祉資源の開発につながっていくように努めていきます。

さらに、市民活動・ボランティアへの参画促進などに加えて、高齢者が培ってきた技能などの人的資源の活用をさまざまな圏域で推進します。

『地域福祉資源』について

社会福祉の支援に関わる人、もの、金、情報などを福祉資源といいます。
特に地域福祉の資源は、福祉資源とともに、地域にあるあらゆるものが福祉的に転化したものを重視します。例えば自治会集会所も、その町の重度の障がいのある人が使用できる物的環境を備えていたり、活動の拠点となっているなどの場合には地域福祉資源となります。

主要な施策

	施策内容	実施主体
宍粟市全体	●【あんしんすこやか会議の設置】 宍粟市あんしんすこやか会議を設置し、市の保健福祉施策を総合的かつ効果的に推進していきます。	市の担当課
	●【シルバー人材センターの事業拡大】 高齢者の知識・技能などを新たな地域の資源として活用できるように、シルバー人材センターの登録者数の増加や、事業範囲の拡大を検討します。	
	●【コミュニティ・ビジネスの促進】 地域の抱える課題を地域住民が主体となって、ビジネスの手法を活用しつつ解決していく事業（コミュニティ・ビジネス）を促進し、地域の活性化を図ります。	
	●【見守りネットワークの拡大】 現在、電力会社や新聞配達など、各家庭を訪問し異変を発見する可能性のある民間事業者と見守りに関する協定（兵庫県地域見守りネットワーク応援協定）が結ばれています。今後、他の業種やコンビニなどの小売業に働きかけ、民間業者へのさらなる協力を要請していきます。	
	●【社会福祉法人の活動推進】 社会福祉法人の地域における公益的な活動を推進し、地域の多様な福祉ニーズに対応できるよう協力していきます。	

≪ 活動指標≫

	現状（平成 26 年度）		平成 31 年度
シルバー人材センターの登録者数	498 人	➜	600 人

（※活動指標の考え方は、資料編「４．活動指標一覧」（76～82 ページ）をご参照ください。）

基本施策（３）　つながりを深めるコーディネート機能の構築

現状と課題

地域だけでなく、より広域的な圏域で考慮すべき生活・福祉課題が発生した際には、社会福祉士や保健師などの専門的な知識を有した職員などが解決にあたる必要があります。

市民アンケート調査をみると、地域の福祉活動の中心を担う人材の育成・確保については、本市の地域福祉施策として大きく求められています。

個別の課題には、制度の谷間や複合的な課題も多く、公助である公的サービスのみでの地域・福祉課題の解決が困難になっており、自助・共助・公助の取り組みをコーディネートする人材が求められています。

今後の取り組み

今後、制度の谷間にあるような複合的課題を抱える市民への支援が必要になってくると思われることから、高齢、障がい、児童、保健などの各分野別のワーカーの協働、新たな地域福祉資源の開発、地域におけるネットワークの構築を進めることができるコーディネーターを育成・配置します。

主要な施策

	施策内容	実施主体
宍粟市全体	●【生活支援コーディネーターの配置】 生活支援コーディネーターを配置し、生活支援サービスを提供する体制の強化を図ります。	市の担当課
	●【認知症地域支援推進員の配置】 認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人への支援体制づくりや認知症に関わるさまざまな人達のネットワークづくりを進めます。	
	●【生活困窮者自立支援法に基づく相談支援員・就労支援員の配置】 生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施するため、相談支援員を配置し、就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成を行い、自立に向けた支援を行います。	
	●【地域子育て利用者支援専門員（仮称）の配置】 子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての支援・援助を行う専門員の確保に努めます。	
	●【ファミリーサポートセンター】 子育て中の家族を一時的、臨時的に地域の人が応援する会員同士の助け合い活動を支援します。	
	●【家庭児童相談室】 子育てや児童虐待など、子どもに関するさまざまな相談に応じ、子どもの健全な育成を支援します。	

≪ 活動指標≫

	現状（平成 26 年度）		平成 31 年度
生活支援コーディネーターの配置	－	➜	5 人

（※活動指標の考え方は、資料編「４．活動指標一覧」（76～82 ページ）をご参照ください。）

基本目標３．サービスが適切に受けられる仕組みづくり

利用者の視点に立った福祉情報の発信や相談窓口の充実、潜在的な福祉ニーズの早期把握により、適切かつ迅速な福祉サービスの提供をめざします。

基本施策（１）　情報提供の強化

現状と課題

現在、市や福祉サービス事業者では、さまざまな福祉施策やサービス提供を実施しています。一方で、市民アンケート調査によると、福祉サービスの利用に関して「どこに利用を申しこめばよいのかわからなかった」「福祉サービスに関する情報が入手しにくかった」「どのサービスがよいのかわからず、選びにくかった」の回答の合計が全体の４割弱を占めるなど、情報提供方法の一層の改善が求められています。

今後は、利用者の視点に立った情報発信を心がけ、情報伝達の媒体についてもさまざまな視点から検討し、情報を受けやすくしていく必要があります。

今後の取り組み

情報発信媒体（広報紙、ホームページ、しーたん通信、しそうチャンネルなど）での周知や、把握した相談内容に適した情報を提供できるように相談体制を強化していきます。

主要な施策

	施策内容	実施主体
自治会・ 小学校圏域	●【メーリングリストの活用】 自治会福祉連絡会などにおける情報共有の手段として、携帯電話・スマートフォン等を利用したメーリングリストの活用を検討します。	市の担当課
市民局単位・ 社協支部圏域	●【パンフレットの普及】 社会福祉協議会において、小地域福祉活動や総合相談パンフレットの普及を図り、社会福祉協議会の情報を周知します。	社会福祉協議会
宍粟市全体	●【社会福祉協議会】 社会福祉協議会広報「こんにちは!社協です!!」やホームページで活動の周知を図ります。	社会福祉協議会
	●【情報提供の強化】 広報しそう、ホームページ、しーたん通信、しそうチャンネルにより、公的な情報を市内全域に発信します。また、フェイスブックなどの相互的な情報のやり取りができる手段を活用し、より利用しやすく、コミュニケーションがとれるような情報提供を進めていきます。	市の担当課
	●【障がいに配慮した情報提供】 目や耳に障がいのある人などに配慮した情報提供を進めていきます。	
	●【意思疎通支援事業】 手話通訳者、要約筆記者等を派遣し、聴覚に障がいのある人との意思疎通を図ります。	
	●【ガイドブックの活用】 現在発行している保健福祉サービスガイドブックの更新に努め、サービス内容の周知を図ります。	

≪ 活動指標≫

	現状（平成 26 年度）		平成 31 年度
しーたん通信の普及率	83%（H26.6 末現在）	➜	100%

（※活動指標の考え方は、資料編「４．活動指標一覧」（76～82 ページ）をご参照ください。）

基本施策（２）　相談窓口の充実

現状と課題

近年、働き方や個人の考え方、また社会潮流の急激な変化などによって、ひとり親家庭の増加、高齢者・障がいのある人・児童への虐待、若者だけでなく高齢者のひきこもり、認知症高齢者の増加などがよく聞かれます。また、こうした問題を複合的に抱える家庭も多くなるなど、単独の窓口や分野だけでは対応できない事態となっています。さらに、こうした問題は、厳しい経済状況の長期化や地域の結びつきの弱体化といった状況も相まって、生活の困窮に結びつくことが多くなっています。

市民アンケート調査では、普段の生活の中で不安に思っていることとして、生活費など経済的問題に関することが比較的多く挙がっています。これらの回答者のすべてが生活困窮者とは考えられませんが、本格的に困ってしまう前に、こうした方を発見し、支援する必要があります。

今後の取り組み

制度の谷間にある課題や、複合的な課題は、今後もますます増えていくことが想定されます。このような課題へ対応するため、行政内外で分野を横断するように専門窓口の連携強化を図り、相談から必要なサービスの提供へと迅速につなげていきます。

主要な施策

	施策内容	実施主体
自治会・小学校圏域	●【民生委員・児童委員の活動推進】 地域の中で支援を必要としている人の早期発見に努めます。	社会福祉協議会 市の担当課
	●【学校との連携強化】 いじめや不登校等の問題行動に関する相談・支援体制の充実を図るため、平成２７年度より「しそう学校サポートチーム」を設置し、さまざまな専門性を有する相談員等が連携して児童、保護者、学校等への多面的な支援を行います。	市の担当課
市民局単位・社協支部圏域	●【相談事業の強化】 福祉の幅広い分野について、総合的な相談事業の強化を図ります。	社会福祉協議会 市の担当課
	●【社会福祉協議会との連携】 各保健福祉センターでは社会福祉協議会と連携し、多様な相談を受け付けます。	社会福祉協議会 市の担当課
	●【福祉サービス利用援助事業の啓発】 比較的軽度な認知症等により金銭管理等の支援が必要な高齢者が制度を利用できるよう、社会福祉協議会と連携し制度の啓発を図っていきます。	
-宍粟市全体	●【成年後見支援センターの設置】 西播磨４市３町が共同して成年後見支援センターの設置を進め、成年後見制度の利用を促進します。	社会福祉協議会 市の担当課
	●【権利擁護センターの設置検討】 成年後見制度と福祉サービス利用援助事業の切れ目のない支援体制の構築のため、権利擁護センターの設置を検討していきます。	
	●【相談支援事業所】 障がいのある人が自立した生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの相談に対応します。	
	●【市民相談センター】 介護、障がい、子育て、生活困窮など、幅広い分野に関わる相談ニーズに対し、専門窓口との連携によって迅速に応えていきます。	市の担当課

	施策内容	実施主体
宍粟市全体	●【地域包括支援センター】 地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防等を進めます。	市の担当課
	●【基幹相談支援センター】 障がいのある人の相談に応じ、必要な情報提供・助言を行うとともに、関係機関との連携を図ります。	
	●【家庭児童相談室】 子育てや児童虐待など、子どもに関するさまざまな相談に応じ、子どもの健全な育成を支援します。	
	●【ハローワーク出張相談】 ハローワークの出張相談を定期的に開催し、求職中の人への支援を行います。	

≪ 活動指標≫

	現状（平成 26 年度）		平成 31 年度
成年後見支援センターの設置	－	➜	1 設置

（※活動指標の考え方は、資料編「４．活動指標一覧」（76～82 ページ）をご参照ください。）

基本施策（３） 生活困窮者などへの支援

現状と課題

誰もが安心して住みなれた地域で暮らしていくためには、保健・医療・福祉などの分野がそれぞれ単独でその充実を考えていくだけでは不十分です。

高齢者や障がいのある人の外出の問題、気軽に相談できる人が欲しいなどといったさまざまな福祉ニーズのほか、将来への不安やストレスからひきこもりとなっている人など、地域にはいろいろな悩みを抱えた人がいます。こうした制度の谷間にある人に対しては、行政などの公的サービスのみで実施していくことは困難なこともあり、民生委員・児童委員との連携のほか、市民や地域にある組織や団体との連携を深め、支援を必要としている人への支援を積極的に検討していくことが求められます。

多様化・潜在化している福祉ニーズ、さらには、制度の谷間にある福祉ニーズの早期把握を進め、適切なサービスに結びつけていくため、相談体制の充実を図るとともに、民生委員・児童委員、各種相談員など地域で活動している人たちと、地域包括支援センターなどとの連携がより一層必要となります。また、現在行われている公的サービスやその他のサービスの見直し、再検討を行うとともに、さまざまな生活課題に対応していくために、地域単位で対応していくもの、公的サービスで対応していくもの、市民や事業所が担い手となってサービス提供していくものなど、サービス提供の“あり方”や“仕組み”についても検討していく必要があります。

今後の取り組み

相談支援の充実などを図りながら新たな住民のニーズを把握し、支援の強化を図ります。また、市や社会福祉協議会が中心となって、高齢者や障がいのある人・児童など社会的に弱い立場にある人の権利擁護にしっかりと取り組んでいきます。

国では、「生活困窮者自立支援法」を平成 27 年４月から施行し、生活保護に至る前段階からの自立支援策を、福祉事務所設置自治体から推し進めていくこととなっています。本市では、複合的な生活・福祉課題を抱えている生活困窮者への支援を図ることができるように、セーフティネットの構築に取り組んでいきます。

主要な施策

	施策内容	実施主体
自治会・ 小学校圏域	●【民生委員・児童委員】 地域の中で支援を必要としている人の早期発見に努めます。	民生委員・児童委員 市の担当課
市民局単位・ 社協支部圏域	●【福祉サービス利用援助事業の推進】 介護保険などの福祉サービスを利用する際に、社会福祉協議会の窓口において福祉サービス利用援助事業を活用してもらえるように啓発を図っていきます。	社会福祉協議会
	●【地域ケア個別会議の開催】 地域ケア個別会議において介護・医療・福祉の関係者が連携を図り、課題解決や支援方法などについて検討します。	市の担当課
宍粟市全体	●【医療と介護連携会議の推進】 円滑な連携システムを作るための具体的方法や、研修会や講演会の企画、市民や専門職にむけての情報発信について検討します。	市の担当課
	●【当事者組織の活動支援】 地域の中でさまざまなニーズに対応する当事者組織について、社会福祉協議会と連携しながら支援していきます。	
	●【若者サポートステーションによる支援】 働くことに悩みを抱えているニートや引きこもり状態にある若者の職業的自立をめざし、専門的な相談や職業体験の実施など、包括的な支援を行います。	
	●【生活困窮者自立支援法による支援】 生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住宅確保給付金の支給その他の支援を行います。	

≪ 活動指標≫

	現状（平成 26 年度）		平成 31 年度
福祉サービス利用援助事業 相談件数	425 件	➜	増加（★）
生活困窮者自立支援法による 相談・支援件数	－	➜	40 件

（※活動指標の考え方は、資料編「４．活動指標一覧」（76～82 ページ）をご参照ください。）

基本目標４．安全で安心なまちづくり

地域における防災・防犯体制の強化を図るとともに、生活環境の整備を行い、すべての人が、安全に、安心して暮らしていけるまちづくりをめざします。

基本施策（１） 緊急時における要配慮者への支援

現状と課題

災害時には迅速な対応が求められますが、防災関係機関が救出救護の初動体制を整えるまでに一定の時間や日数が必要となります。その際には市民同士の救助活動が有効であるとされており、日頃から自分で身を守る方法を知っておくとともに、一人で避難できない人を把握し、見守る体制づくりを進めることが重要となります。

本市では、避難行動要支援者に関する情報を電子データと紙媒体で管理し、自主防災組織などとの共有化を図っています。また、災害時に気象情報や避難情報を携帯電話などに配信する、「しそう防災ネット」の整備や自主防災組織の防災マップづくりの支援などを実施しています。

また、社会福祉協議会では、災害ボランティア養成講座や災害ボランティアセンター設置訓練などを行っています。

第１期計画において、災害時の安否確認の仕組みづくりと支援をはじめ、防災に関する情報提供などに取り組んできましたが、市民アンケート調査をみると、地域にある組織や団体において緊急事態が起きたときの対応が求められているほか、大災害に備えて日頃から顔の見える関係をつくることや防災マップの整備の必要性などが高くなっています。今後は、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の運営支援に努めることが重要です。また、地域にある組織や団体と連携を図りながら防災体制の強化を図ることが必要です。

今後の取り組み

比較的身近な圏域において、自主防災組織の活動を支援し、また避難訓練などを行うとともに、要配慮者を地域で把握し、個人情報の保護にも配慮しつつ支援できるように、民生委員・児童委員などと情報共有をすすめ、支援制度を確立します。

また、地域の自主防災組織の運営や災害時要配慮者名簿の情報収集などの支援やハザードマップの周知、福祉避難所の設置準備などを進め、市民を災害から守るための仕組み・環境づくりを図っていきます。

主要な施策

	施策内容	実施主体
自治会・ 小学校圏域	●【自主防災マップの作成推進】 自主防災マップの作成を推進し、地域住民の防災意識の向上を図ります。	市の担当課
	●【自主防災組織の活動支援】 防災資機材の購入に対する補助など、地域の防災力の資質向上及び住民の防災意識の高揚を図ります。	
	●【民生委員・児童委員】 民生委員・児童委員や福祉委員と連携し、避難行動要支援者に関する情報の共有を図り、災害時の見守り活動の支援を行います。	民生委員・児童委員 福祉委員 市の担当課
市民局単位・ 社協支部圏域	●【災害学習会の開催】 災害学習会（減災・防災・ボランティア養成）を開催し、住民の災害に対する意識づくりを進めるとともに災害時におけるボランティアの養成を図ります。	社会福祉協議会
	●【災害ボランティア訓練の実施】 社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンター設置訓練及び避難訓練を実施します。	社会福祉協議会 市の担当課
宍粟市全体	●【災害救援ボランティアの活動支援】 災害救援ボランティア活動支援マニュアルの点検・改定を行うとともに、災害救援ボランティアの登録を進めます。	社会福祉協議会
	●【事業継続計画（BCP）】 大規模地震など緊急事態発生時においても福祉サービスを継続する、あるいは早期に再開するための事業継続計画（BCP）に基づき、緊急時の対応のマニュアル化を図ります。	
	●【防災訓練の実施】 社会福祉協議会、防災機関、地域が一体となった防災訓練を定期的に実施していきます。	社会福祉協議会 市の担当課
	●【救急医療情報キットの活用促進】 緊急時における情報を把握するため、救急医療情報キットの活用促進を図ります。	市の担当課

	施策内容	実施主体
宍粟市全体	●【福祉避難所の確保】 災害発生時に要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、特別養護老人ホームなどの施設を福祉避難所として利用できるよう協定を結びます。	市の担当課
	●【要配慮者支援対策の充実】 災害時における高齢者や障害のある人などの要配慮者に対する支援対策の充実を図ります。また、避難行動要支援者名簿を作成し、支援者、自治会、民生委員・児童委員、社協、警察、消防等と連携しながら、災害時に自力で避難することが困難な人への支援の取り組みを広げていきます。	
	●【安心見守りコール（緊急通報システム）の周知】 在宅のひとり暮らし高齢者などが急病や災害などの緊急時に迅速に適切な対応を図ることができるように、安心見守りコール事業の周知を強化します。	
	●【徘徊高齢者等家族支援サービス事業の推進】 徘徊の恐れのある高齢者を介護している家族等に対し、パソコンや携帯電話から場所を確認できる GPS 専用端末機を貸し出し、見守りへの支援を行います。	
	●【ひとり外出見守り・徘徊 SOS ネットワークの構築】 認知症の人が安全で安心して地域で暮らし続けることができるよう、警察・消防・自治会・事業所・商店や行政などが連携したネットワークの構築を進めていきます。	

≪ 活動指標≫

	現状（平成 26 年度）		平成 31 年度
災害ボランティア訓練の実施回数	1 回	→	増加（★）
福祉避難所の協定数	0	→	8 か所
安心見守りコールの新規設置数	23 台	→	30 台

（※活動指標の考え方は、資料編「４．活動指標一覧」（76～82 ページ）をご参照ください。）

基本施策（２）　支え合いのまちづくり

現状と課題

地域の運営には、市民自身や地域の各関係者が連携し、協力しながら自ら地域づくりを進めていく意識を持つことが重要です。

市民アンケート調査では、地域にある組織や団体に対して期待する活動として緊急事態が起きたときの対応に次いで、子どもや高齢者、障がいのある人に対する手助けや交通安全、防災、防犯などの活動が高くなっています。自治会・小学校圏域において市民、民生委員・児童委員、ボランティアなどを中心に子どもや高齢者への支援、防犯活動などを通じて地域課題の検討・解決を図る仕組みづくりを進めるとともに、社会福祉協議会や市と連携しながら、支え合いのまちづくりを進めていくことが必要です。

今後の取り組み

比較的身近な圏域において、普段からの関係性の強さを活かして、高齢者を狙った犯罪被害を未然に防止するための見回り活動や声かけを行っていきます。

また、地域が中心となって、安心して子育てができる環境を整備し、自主的に運営できるように計画的に図っていくとともに、比較的大きな圏域で支援していきます。

主要な施策

	施策内容	実施主体
宍粟市全体	●【自治会福祉連絡会への支援】 自治会福祉連絡会の活動に対する助成を行い、その活動を支援していきます。	社会福祉協議会
	●【青色防犯パトロールの推進】 青色防犯パトロールを推進し、地域の見守り活動の強化を図ります。	市の担当課 民生委員・児童委員 青少年育成委員
	●【世代間交流の推進】 各種イベント等を通じて身近な地域における世代を超えた関係づくりを進めます。	自治会 ＰＴＡ 社会福祉協議会
	●【子どもの見守り】 子どもは地域の一員という認識のもと、自分の子・他人の子の区別なく声かけや見守りを行える環境づくりを進めます。	自治会 ボランティア ＰＴＡ
	●【出会いサポートセンター】【出会い応縁事業】 地域に残り、将来的に地域のなかで暮らす若者が増えていくように、結婚相談や男女の交流イベントの開催などを支援します。	社会福祉協議会 市の担当課
	●【善意銀行】 善意銀行に寄せられた金銭や物品を、地域でのさまざまな福祉事業に役立てるよう、「善意の橋渡し」を行います。	社会福祉協議会
	●【疾病・介護予防】 健康教室の開催、いきいき百歳体操の啓発などを促進し、誰もが健康に暮らせるよう支援します。	市の担当課
	●【子育て支援体制の充実】 子育て支援センター事業の充実を図り、子育てしやすい環境づくりを進めます。	
	●【一時預かり事業】 家庭における保育が一時的に困難となった乳幼児は、幼稚園・保育所・認定こども園で一時的に預かります。	

	施策内容	実施主体
宍粟市全体	●【放課後児童健全育成事業（学童保育所）】 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生については、小学校の空き教室等を利用して適切な遊び場や集団生活の場を提供し、健全な育成に努めます。現在 3 年生までが対象ですが、平成 27 年度より 6 年生までに対象を拡充します。	市の担当課
	●【しそう元気げんき大作戦事業】 住民の創意と工夫による魅力のある自主的なまちづくり活動を応援します。	

≪ 活動指標≫

	現状（平成 26 年度）		平成 31 年度
学童保育の利用児童数	263 人	➜	330 人

（※活動指標の考え方は、資料編「４．活動指標一覧」（76～82 ページ）をご参照ください。）

基本施策（３）　すべての人にやさしいまちづくり

現状と課題

障がいのある人や高齢者、子ども、妊婦などすべての人が地域社会の中で安全に、安心して快適に暮らせるような環境を整える必要があります。

宍粟市の公共交通は、民間による路線バスと市のコミュニティバスにより、通勤や通学、通院、買い物など市民の日常生活を支える移動手段として重要な役割を担っています。

しかしながら、自家用車の普及や少子化の進行により利用者が減少し、その影響で便数、運行時間帯などのサービス水準が低下し利用者の利便性が損なわれています。

第１期計画において、バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりとともに移動支援に取り組んできましたが、市民アンケート調査において、道路や交通機関などの使いやすさ、病院などの医療関係施設、買い物などの便利さに対する満足度は低い状況となっています。

そのため、年齢、性別、属性などを問わず、すべての人が安心して暮らしていけるようなまちづくりが必要です。

今後の取り組み

バリアフリーやユニバーサルデザインに基づき、住宅の改修の支援や、公共施設・道路の整備を図ります。また、公共交通の再編に取り組むなど、だれにもやさしいまちづくりを推進していきます。

主要な施策

	施策内容	実施主体
自治会・ 小学校圏域	●【自治会集会施設等の改修・改築の補助】 自治会集会施設等の改修・改築を支援することにより、地域におけるさまざまな活動を促進します。	市の担当課
市民局単位・ 社協支部圏域	●【買い物支援サービスの実施】 行政、ＪＡ、生協、地域と連携し、買い物弱者のためのサービスについて支援します。	社会福祉協議会
宍粟市全体	●【福祉有償運送の実施】 市外への移動について支援します。	社会福祉協議会
	●【バリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進】 公共施設や道路などについて、高齢者や障がいのある人をはじめとするすべての人が快適に使用することができるよう、兵庫県の「福祉のまちづくり条例」に基いてバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進めていきます。	市の担当課
	●【移動支援事業（ガイドヘルプ）】 屋外での移動が困難な障がいのある人の外出の支援を行います。	
	●【住宅改修の活用促進】 住宅改修についての制度を周知し、活用促進を図ります。	
	●【公共交通の再編】 「宍粟市公共交通再編計画」に基づき、交通弱者への利便性の向上・交通空白地の解消に努めます。	
	●【外出支援サービスの周知】 外出支援サービスについて周知し、市民の活用を図ります。	委託事業者 市の担当課

≪ 活動指標≫

	現状（平成 26 年度）		平成 31 年度
ガイドヘルプ利用者数	9 人	→	18 人
公共交通の利用者数 （路線バス利用者数）	177,246 人 （平成 25 年度）	→	200,000 人

（※活動指標の考え方は、資料編「４．活動指標一覧」（76～82 ページ）をご参照ください。）

第５章　推進体制

１．計画の推進体制

本計画は、市民をはじめとして、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、その他関係機関や団体等と行政との連携・協働により推進していきます。

２．情報提供・周知

本計画の進捗状況や各施策等の情報について、広報や市のホームページ等を通じて、市民への周知・啓発に努めます。

３．計画の評価・検証

各施策の実施状況などについて、宍粟市地域福祉計画推進会議で意見を聴きながら、計画の進捗管理を行っていきます。

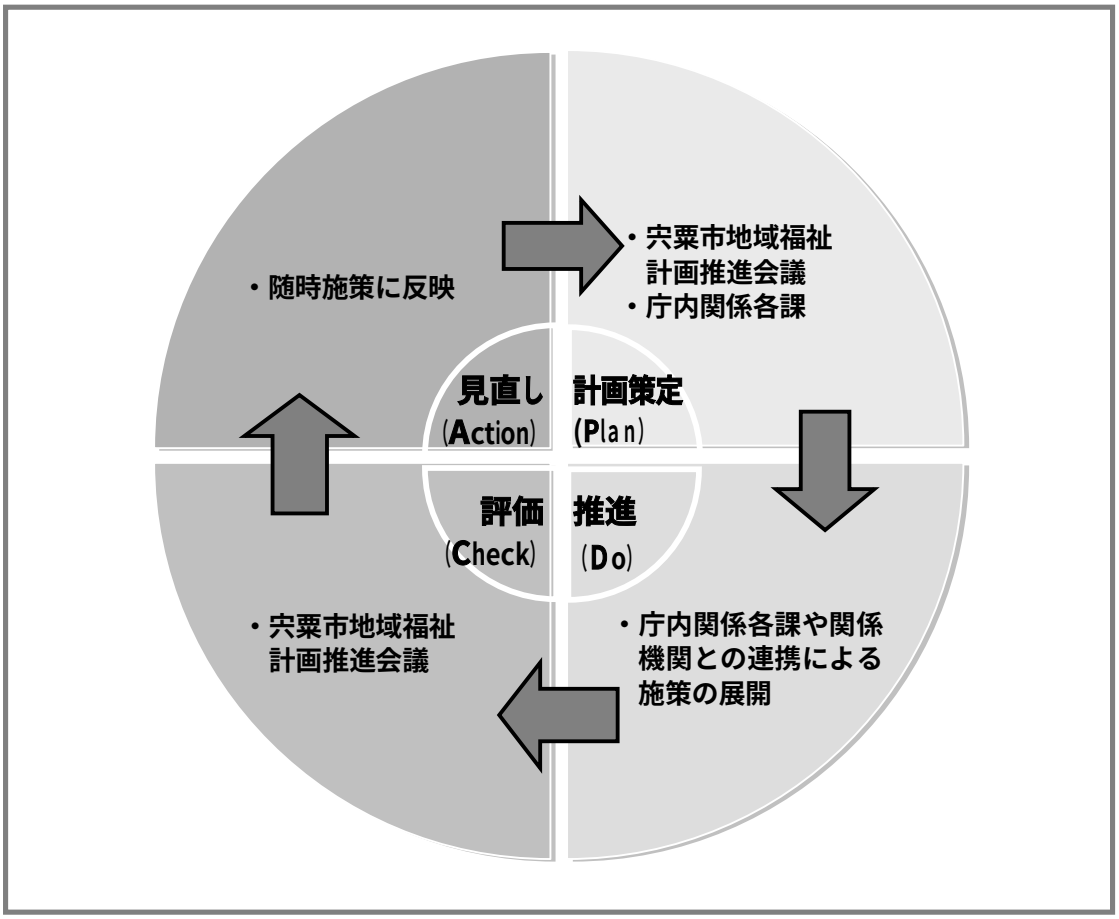

資 料 編

１．宍粟市地域福祉計画推進会議設置要綱

平成 25 年 11 月 27 日　宍粟市告示第 93 号

（設置）

第１条　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく宍粟市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び見直し並びに推進に関し、市民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、宍粟市地域福祉計画推進会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　会議は、次に掲げる事務を処理する。

（１）　計画の策定及び見直しに関すること。

（２）　計画の進捗状況の評価に関すること。

（３）　前２号のほか、計画の推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　会議は、委員15人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（１）　学識経験者

（２）　社会福祉協議会の代表者

（３）　市内各種関係団体の代表者

（４）　市民の代表

（５）　市の職員

（６）　前各号に掲げる者のほか、社会福祉に関する活動を行う者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から２年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていない場合は、市長が招集する。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

（関係者の出席等）

第７条　会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第８条　会議の庶務は、地域福祉計画担当課において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

２．計画策定の経過

日　程	内　容
平成 26 年 8 月 12 日	宍粟市地域福祉計画推進会議（第 1 回） （１）宍粟市地域福祉計画の概要について （２）計画策定スケジュールについて （３）市民アンケート調査について
平成 26 年 9 月 12 日 ～平成 26 年 9 月 26 日	市民アンケート調査の実施
平成 26 年 11 月 28 日	宍粟市地域福祉計画推進会議（第２回） （１）市民アンケート調査の結果報告について （２）計画の骨子について
平成 27 年 2 月 27 日	宍粟市地域福祉計画推進会議（第３回） （１）計画の修正箇所について （２）施策の展開について
平成 27 年 5 月 12 日 ～平成 27 年 6 月 11 日	第２期宍粟市地域福祉計画（案）に対するパブリックコメントの実施

３．宍粟市地域福祉計画推進会議委員名簿

	区　分	氏　名	所　属　等
1	学識経験を有する者	馬場（ばば）　正一（しょういち）	社会福祉法人　兵庫県社会福祉協議会　地域福祉部　部長
2	学識経験を有する者	○釜井（かまい）　廣子（ひろこ）	宍粟市民生委員児童委員協議会連合会
3	地域福祉関係機関・団体等の代表者	平瀬（ひらせ）　恒雄（つねお）	宍粟市連合自治会
4	地域福祉関係機関・団体等の代表者	段林（だんばやし）　繁（しげる）	社会福祉法人　宍粟市社会福祉協議会　副会長
5	地域福祉関係機関・団体等の代表者	◎舩曳（ふなびき）　順市（じゅんいち）	宍粟市老人クラブ連合会　会長
6	地域福祉関係機関・団体等の代表者	春名（はるな）　スマ子（すまこ）	宍粟市婦人共励会　会長
7	地域福祉関係機関・団体等の代表者	一坪（いちつぼ）　光惠（みつえ）	宍粟市ボランティア連絡会　会長
8	地域福祉関係機関・団体等の代表者	小沼（こぬま）　經子（つねこ）	宍粟市福祉支援ネットワーク連絡会
9	一般公募による者	中野（なかの）　剛志（つよし）	市民委員
10	その他地域福祉に関連する活動を行っている者	中岡（なかおか）　一夫（かずお）	保健福祉推進委員会健康づくり部会（宍粟市連合自治会）
11	その他地域福祉に関連する活動を行っている者	山本（やまもと）　正幸（まさゆき）	保健福祉推進委員会高齢者福祉部会（宍粟市社会福祉協議会）
12	その他地域福祉に関連する活動を行っている者	山木（やまき）　守男（もりお）	保健福祉推進委員会障害者福祉部会（宍粟市民生委員児童委員協議会連合会）
13	その他地域福祉に関連する活動を行っている者	畑尾（はたお）　浩弥（ひろや）	保健福祉推進委員会児童福祉部会（宍粟市認可保育所代表）

◎　会長　　○　副会長

４．活動指標一覧

【目標値の（★）について】
　本計画においては、今後の方向性を示す指標として、具体的な目標値を設定すべきではありますが、個別の地域福祉推進の課題と指標については、実施主体である宍粟市社会福祉協議会が平成２７年度に策定する第３次地域福祉推進計画において具体化し設定されるものです。

基本目標１．地域福祉を進める担い手づくり

◆基本施策（１）　市民活動・ボランティアへの参画促進 ---------- 指標掲載：４４ページ

活動指標	ボランティア活動の参加者数		
現状（平成 26 年度）	１，８２６人	目標値（平成 31 年度）	増加（★）
〈指標の説明〉			
ボランティア活動の参加者数は、地域の福祉活動を担う人材の育成と確保に向けた取り組み状況を計る一つの指標となるものです。（ボランティア登録者の中には、実際の活動を伴わない人もあり、より活動の実態に即した数値を把握するため、ボランティア災害共済加入者数を採用しました。）			

活動指標	ボランティア入門・養成講座延べ参加者数		
現状（平成 26 年度）	２０６人	目標値（平成 31 年度）	増加（★）
〈指標の説明〉			
市民活動やボランティアへの参画促進に向けた取り組みとして、人材養成講座や研修会などを開催し、参画の機会を提供することも重要となります。ボランティア入門・養成講座の参加者数は、こうした機会提供の取り組み状況を計る一つの指標となるものです。			

活動指標	認知症サポーター登録者数		
現状（平成 26 年度）	－	目標値（平成 31 年度）	５００人
〈指標の説明〉			
認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるためには、認知症の人を地域で見守り支える人材の育成と確保が必要となります。認知症サポーターの登録者数は、こうした取り組み状況を計る指標となるものです。 　１年あたり、１００人の認知症サポーターの養成・登録を目標としました。			

活動指標	市民後見人候補者数		
現状（平成 26 年度）	１人	目標値(平成 31 年度)	４人
〈指標の説明〉			
認知症や知的障がいなどで、判断能力が十分でない人に代わって財産管理や介護契約などを行う市民後見人の候補者数は、地域の福祉活動を担う人材の育成と確保に向けた取り組みの状況を計る一つの指標となるものです。 市民局単位・社協支部の圏域（保健福祉圏域）ごとに各１人の養成を目標としました。			

◆基本施策（２） 地域や学校での福祉学習の推進 ---------- 指標掲載：４６ページ

活動指標	福祉学習の実施回数		
現状（平成 26 年度）	２８回	目標値(平成 31 年度)	増加（★）
〈指標の説明〉			
市民が福祉への理解を深め、地域福祉活動に積極的に参加する意識を身につけるよう福祉意識の醸成を図るためには、学校や地域での福祉学習の推進が重要となります。社会福祉協議会が実施する福祉学習の実施回数は、こうした取り組み状況を計る一つの指標となるものです。			

基本目標２．地域で支え合う仕組みづくり

◆基本施策（１） 小地域福祉活動の活性化 ---------- 指標掲載：４９ページ

活動指標	ふれあいサロン・喫茶開催数		
現状（平成 26 年度）	７２７回	目標値(平成 31 年度)	増加（★）
〈指標の説明〉			
地域住民が主体となって行うふれあいの場づくりである「ふれあいサロン・喫茶」の開催数は、小地域福祉活動を支える住民同士の交流やふれあい活動を推進する取り組み状況を計る一つの指標となるものです。			

活動指標	自治会福祉連絡会の開催数		
現状（平成 26 年度）	２８３回（H25 実績）	目標値(平成 31 年度)	増加（★）
〈指標の説明〉			
小地域福祉活動の推進組織として地域全体の福祉コミュニティづくりを進める自治会福祉連絡会の開催数は、小地域福祉活動の活性化に向けた取り組み状況を計る一つの指標となるものです。			

活動指標	福祉委員研修の実施回数		
現状（平成 26 年度）	７回	目標値(平成 31 年度)	増加（★）
〈指標の説明〉			
小地域福祉活動の担い手として、中心的役割を担う福祉委員に対する研修会の実施回数は、小地域福祉活動の活性化に向けた取り組み状況を計る一つの指標となるものです。			

◆基本施策（２） 地域福祉資源の活用・開発 ---------- 指標掲載：５１ページ

活動指標	シルバー人材センター登録者数		
現状（平成 26 年度）	４９８人	目標値(平成 31 年度)	６００人
〈指標の説明〉			
地域福祉活動を推進するためには、既存の地域福祉資源の活用だけでなく、新たなサービスの展開なども重要となります。地域に密着した事業を展開されているシルバー人材センターは、新たなサービス提供の担い手として期待されるものであり、その会員登録者数は、地域福祉資源の活用・開発に向けた取り組み状況を計る一つの指標となるものです。 退職世代の高齢者の増加を見込み、１年ごとに約２０人の増加を目標としました。			

◆基本施策（３） つながりを深めるコーディネート機能の構築 ------ 指標掲載：５３ページ

活動指標	生活支援コーディネーターの配置		
現状（平成 26 年度）	－	目標値(平成 31 年度)	５人
〈指標の説明〉			
生活支援コーディネーターの配置は、地域包括ケアシステムにおける生活支援サービス提供体制の充実度を計る一つの指標となるものです。 地域包括支援センターに１人、保健福祉圏域に各１人の配置を目標としました。			

基本目標３．サービスが適切に受けられる仕組みづくり

◆基本施策（１）　情報提供の強化 ---------- 指標掲載：５５ページ

活動指標	しーたん通信の普及率		
現状（平成 26 年度）	８３％(H26.6 末現在)	目標値(平成 31 年度)	１００％
〈指標の説明〉			
公的な情報を市内全域に発信する「しーたん通信」の普及率は、情報提供の強化に向けた取り組み状況を計る一つの指標となるものです。 市内の全世帯への情報提供体制を整えるため、普及率１００％を目標値としました。			

◆基本施策（２）　相談窓口の充実 ---------- 指標掲載：５８ページ

活動指標	成年後見支援センターの設置		
現状（平成 26 年度）	－	目標値(平成 31 年度)	１設置
〈指標の説明〉			
認知症や知的障がいなどで、判断能力が十分でない人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度の利用を支援する成年後見支援センターの設置は、福祉サービスが適切に受けられる仕組みづくりに向けた取り組み状況を計る一つの指標となるものです。 計画期間内において、西播磨４市３町が共同して１設置を目標としました。			

◆基本施策（３）　生活困窮者などへの支援 ---------- 指標掲載：６０ページ

活動指標	福祉サービス利用援助事業相談件数		
現状（平成 26 年度）	４２５件	目標値(平成 31 年度)	増加（★）
〈指標の説明〉			
福祉サービスが適切に受けられる仕組みづくりに向けた取り組み状況を計る一つの指標となるものです。高齢者が増加していく中で、福祉サービス利用援助事業の対象者は、ますます増加するものと考えられます。福祉サービスを必要とする人が、適切にそのサービスを受けられるように、事業活用の啓発が必要となります。			

活動指標	生活困窮者自立支援法による相談・支援件数		
現状（平成 26 年度）	－	目標値（平成 31 年度）	４０件
〈指標の説明〉			
生活困窮者自立支援法による相談・支援件数は、生活保護に至る前の段階の生活困窮者への支援に向けた取り組みの状況を計る一つの指標となるものです。 平成２７年４月からの法施行に伴い、関係機関との連携による相談・支援体制の強化等を図り、きめ細やかな対応をしていくことになります。 目標値は、生活保護相談のうち保護の申請に至らなかったケース及び申請却下となったケースの合計件数をもとに設定しました。			

基本目標４．安全で安心なまちづくり

◆基本施策（１） 緊急時における要配慮者への支援 ---------- 指標掲載：６３ページ

活動指標	災害ボランティア訓練の実施回数		
現状（平成 26 年度）	１回	目標値（平成 31 年度）	増加（★）
〈指標の説明〉			
災害ボランティアセンターの設置訓練や避難訓練の実施は、緊急時における要配慮者への支援に向けた取り組みの一つとして、その推進状況を計る指標となるものです。			

活動指標	福祉避難所の協定数		
現状（平成 26 年度）	－	目標値（平成 31 年度）	８か所
〈指標の説明〉			
福祉避難所は、特別養護老人ホームなどの老人福祉施設との協定により、災害時に要配慮者が安心して避難生活を送ることができるように設置するものであり、福祉避難所の協定数は、緊急時における要配慮者への支援に向けた取り組み状況を計る一つの指標となるものです。 現在、宍粟市において福祉避難所としての利用が可能であると見込まれる全老人福祉施設８か所との協定を目標とました。			

活動指標	安心見守りコールの新規設置数		
現状（平成 26 年度）	２３台	目標値(平成 31 年度)	３０台
〈指標の説明〉			
安心見守りコール（緊急通報システム）は、在宅の一人暮らし高齢者などの急病や災害などの緊急時のために設置するものであり、その新規設置数は、緊急時における要配慮者への支援に向けた取り組み状況を計る一つの指標となるものです。 目標値は、平成２６年度の新規設置数をベースに、５年後の独居高齢者数の伸びを考慮し設定しました。			

◆基本施策（２） 支え合いのまちづくり ---------- 指標掲載：６６ページ

活動指標	学童保育の利用児童数		
現状（平成 26 年度）	２６３人	目標値(平成 31 年度)	３３０人
〈指標の説明〉			
保護者が就労等により昼間家庭にいない児童について、適切な遊び場や集団生活の場を提供する学童保育の利用児童数は、安心して子育てができる環境整備・子育て支援の取り組み状況を計る一つの指標となるものです。 これまでの利用実績から未開設校区の利用増加及び将来予測を見込んで目標値としました。			

◆基本施策（３） すべての人にやさしいまちづくり ---------- 指標掲載：６８ページ

活動指標	ガイドヘルプ利用者数		
現状（平成 26 年度）	９人	目標値(平成 31 年度)	１８人
〈指標の説明〉			
すべての人にやさしいまちづくりにあたっては、障がいのある人や高齢者、子ども、妊婦などすべての人が地域社会の中で安全に、安心して快適に暮らせるような環境を整える必要があります。 屋外での移動が困難な障がいのある人の外出支援を行うガイドヘルプ事業の利用者数は、こうした環境整備に向けた取り組み状況を計る一つの指標となるものです。 事業の PR や利用しやすい環境を整えることで､潜在的に支援を必要としている人の利用促進を図っていくことから、現状値の２倍の利用者数を目標値としました。			

活動指標	公共交通の利用者数（路線バス利用者数）		
現状（平成 26 年度）	１７７，２４６人 (H２５実績)	目標値(平成 31 年度)	２００，０００人
〈指標の説明〉			
公共交通の利用者数は、交通弱者への利便性の向上と交通空白地の解消に向けた公共交通の再編の取り組み状況を計る一つの指標となるものです。 平成２８年度から新交通システムが運行する予定であり、社会的要因により人口減少の傾向にありますが、利用促進を図ることで目標値としました。			

５．用語解説

ア　行

ＮＰＯ

NPO とは、Non Profit Organization の略。ボランティア団体や住民団体等、民間の営利を目的としない団体の総称として使われている。従来、これらの団体は、法人格を持たない任意団体として活動していたが、特定非営利活動促進法（通称 NPO 法）の制定により、「特定非営利活動法人」という法人格を得ることができるようになった。

カ　行

協働

相互の立場や特性を認め、共通する課題の解決や社会的目的の実現に向けサービスを提供するなどの協力関係のこと。

ケアマネジャー

介護保険制度で、ケアプランづくりや要介護認定の訪問調査などを行う専門職。介護支援専門員。

ケアワーカー

高齢者や障がい者などに日常生活の動作上の援助サービスを直接行う専門職。介護福祉士のほか、訪問介護員（ホームヘルパー）や施設の介護職員などの呼称。

権利擁護

社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がいのある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

コーディネート

複数の主体が関わる事業などが円滑に進むように、情報連携や業務の調整などを行うこと。

コミュニティバス

路線バスとタクシーの間を埋める小型バスで、バス不便地域を運行する新しい乗り合いバスの総称。公共交通システムの輸送サービスとして期待されている。

コミュニティ・ビジネス

地域のさまざまな課題、問題を解決するためにアイディアと地域にある資源を活用して取り組む地域密着型の事業活動。自主的に地域の多様なニーズを満たす住民主体のビジネスといえる。コミュニティ・ビジネスの事業分野は、福祉・保健・医療、教育、環境、まちづくり、産業支援・地域資源活用、災害支援・安全、観光・交流、文化、芸術、スポーツ等多岐にわたっている。

コミュニティワーカー

福祉倫理に基づく人格のもとに、社会福祉に関する専門的知識を有し、地域援助技術等を活用して、地域援助を行う専門職を指す。

サ　行

災害時要配慮者

災害時に、必要な情報を迅速かつ的確に把握して、自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人。

児童虐待

保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）による児童（18 歳未満）に対する身体的虐待、性的虐待、ネグレスト、心理的虐待の行為。

社会福祉協議会

社会福祉法に位置づけられており、一定の地域社会において、住民が主体となり、地域における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の、健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体。市区町村社会福祉協議会では、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等を行っている。通常、「社協」と呼ばれている。

社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進などを図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。「社会福祉の基礎構造改革」に基づいて、平成 12 年に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」へと改正された。

小地域福祉活動

身近な生活の場で、さまざまな困りごとや孤立への不安などに対して、住民相互、もしくは専門機関との協力によって、誰もが安心して生きがいをもって暮らせるまちづくりを、市民自身が自主的に進める活動のこと。

人権推進アドバイザー

市民が人権侵害されることなく、一人ひとりの人権が真に尊重されるまちづくり、人権文化の息づくまちづくりをすすめるため、地域の中で人権の尊さについての考え方を広め、理解を深めるための活動をする人。

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどのために判断能力が不十分な人が、地域で安心して生活することができるよう支援する制度。介護保険サービスを利用する際の契約や不動産の売買契約、財産の管理などの法律行為を、家庭裁判所などにより選任された後見人等が本人の意思を尊重し、契約などの法律行為の同意や代行などを行う。

タ　行

団塊の世代

1947 年から 1949 年頃のベビーブームに生まれた世代。この世代が 75 歳を迎える 2025 年以降、4 人に 1 人が 75 歳となる超高齢化社会が到来すると言われており、医療・介護・福祉への需要が高まり、社会保障財政のバランスが崩れることが危惧されている。

地域自立支援協議会

障がいのある人の自立した日常生活、または社会生活を営むことができる地域づくりの実現に向け、協議・調整を行っている協議会。具体的には、困難事例への対応及び調整、地域の関係機関等によるネットワークの構築、地域の社会資源の開発及び改善など。

地域包括支援センター

介護保険制度の改正で平成 18 年度より創設された、「地域支援事業」や「新予防給付」などの総合的なケアマネジメントを担う中核機関。センターには、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーの３つの職種の人材を配置する必要があり、この３職種の間で連携しながら地域全体の包括的、継続的な支援・管理体制を築いている。

ナ　行

ニーズ・福祉ニーズ

福祉に関する要求・需要のこと。

認知症地域支援推進員

認知症疾患医療センターや医療機関、介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ役割を持つ職種。

ネットワーク

本来は、テレビ・ラジオなどの放送網・通信網のこと。一般的には、同じ目的によってつながる網状の仕組み・組織のこと。

ハ　行

ハザードマップ

災害の危険のある地域を示すだけではなく、避難場所や避難経路などの防災情報を含んだ地図。

パブリックコメント

市の基本的な政策を決めるときに、市民の意見を政策形成に反映させるため、その原案を市民に公表し、それに対する意見を原案に生かせるかどうか検討するとともに、その結果と意見に対する考え方を公表する制度。

バリアフリー

社会参加の障壁となる物理的な環境を改善し（段差の解消、手すりの設置など）、障がい、年齢、性別に関係なく、すべての人の社会参加を可能とすること。また、精神的な障壁がないことも含んでいる。

避難行動要支援者

災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難する事が困難であり、迅速な避難のために特に支援を要する方々のこと。

福祉委員

支援を必要としている高齢者や障がいのある人などを、地域住民と協力しながら問題解決を図ろうとする地域のボランティアで、社会福祉協議会により委嘱されている人。

福祉避難所

高齢者や障がいのある人などで、指定避難所での避難生活が難しい方に配慮した避難所のこと。

ふれあい喫茶やサロン

“サロン”とは、もともと「客間」「応接室」または「談話室」などの意味を持ち、「社交的な集まりの場」といった意味を持っている。本市では高齢者などが地域で団らん、娯楽、交流等で気軽に集える場所の名称として「ふれあいサロン」がある。

ボランティア

個人の自由な意志によって、金銭的対価を求めず、社会的貢献を行い、連帯を生み出そうとする人々を指す。ボランティア活動は、「自発性・無償性」を原則としている。

ボランティアコーディネーター

ボランティアセンター、多種多様な NPO、学校、最近では企業などで、ボランティア活動をしたい人にその希望にあった活動を紹介したり、ボランティアが活動するための情報提供、相談、助言、研修の紹介などの支援を行う専門職。「つなぐ」ことが中心的な役割。

ボランティアセンター

住みやすい地域、ゆとりある福祉社会づくりをめざして、市民の方が「ボランティア」というものを理解していただけるように活動する機関。本市では、ボランティア活動・市民活動への参加を呼びかけ、その活動を推進し、充実させる手伝いをしている。

マ　行

民生委員・児童委員

民生委員制度は民生委員法に基づき委嘱された者が、地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行う制度。民生委員は、市区町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は、住民が地域で安心して自立した生活が送れるように、地域の住民と行政や社会福祉施設等をつなぐパイプ役として活動している。また、民生委員は、児童福祉法に基づいた児童委員も兼務している。

メーリングリスト

複数の人に同時に電子メールを配信する仕組みのことをいう。１対１ではなく複数同士でのメールのやり取りができるのが特徴である。

ヤ　行

ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいう。

ラ　行

老人クラブ

同一小地域内に居住する概ね 60 歳以上の方が知識と経験を生かし、生きがいと健康づくりのため、会員となって結成する自主的な組織

第２期宍粟市地域福祉計画

発行年月：平成 27 年 6 月
発行：宍粟市 健康福祉部 社会福祉課

〒671-2593 **兵庫県宍粟市山崎町中広瀬** 133 **番地** 6
TEL：0790-63-3067 FAX：0790-63-3140